

平成 2 7 年第 1 回京丹波町議会定例会（第 3 号）

平成 2 7 年 3 月 1 2 日（木）

開議 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

第 4 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の
変更について

第 5 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 5 号）

第 6 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3
号）

第 7 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3
号）

第 8 議案第 4 8 号 平成 2 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 9 議案第 4 9 号 平成 2 6 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 1 1 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1
号）

第 1 2 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 3 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 2 号）

第 1 4 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 5 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 6 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 7 議案第 5 7 号 平成 2 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 3 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（１５名）

1 番	森 田 幸 子 君
2 番	松 村 篤 郎 君
4 番	梅 原 好 範 君
5 番	山 下 靖 夫 君
6 番	坂 本 美智代 君
7 番	岩 田 恵 一 君
8 番	北 尾 潤 君
9 番	鈴 木 利 明 君
1 0 番	篠 塚 信太郎 君
1 1 番	東 まさ子 君
1 2 番	山 崎 裕 二 君
1 3 番	村 山 良 夫 君
1 4 番	山 田 均 君
1 5 番	山 内 武 夫 君
1 6 番	野 口 久 之 君

4 欠席議員（１名）

3 番	原 田 寿賀美 君
-----	-----------

5 説明のため、地方自治法第１２１条の規定により出席を求めた者（２１名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
会 計 管 理 者	谷 口 誠 君
参 事	伴 田 邦 雄 君
参 事	藤 田 真 君
瑞穂支所長	川 瀧 勇 人 君
和知支所長	榎 川 諭 君
総 務 課 長	中 尾 達 也 君
監 理 課 長	木 南 哲 也 君
企画政策課長	久 木 寿 一 君

税 務 課 長	松 山 征 義 君
住 民 課 長	長 澤 誠 君
保 健 福 祉 課 長	下伊豆 かおり 君
子 育 て 支 援 課 長	津 田 知 美 君
医 療 政 策 課 長	藤 田 正 則 君
農 林 振 興 課 長	栗 林 英 治 君
商 工 観 光 課 長	山 森 英 二 君
土 木 建 築 課 長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	山 田 洋 之 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
教 育 次 長	中 尾 裕 之 君

6 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	西 野 菜 保 子
書 記	山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番議員・坂本美智代君、7番議員・岩田恵一君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

原田寿賀美君から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので受理しました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、山下靖夫君の発言を許可します。

山下君。

○5番（山下靖夫君） 皆さん、おはようございます。昨日の11日は東日本大震災から早丸4年が過ぎました。亡くなられた方はちょうど京丹波町の人口と変わらない1万5,891人で、また遺族のもとへ帰られてない方、行方不明者が2,584人と、震災と原子力発電所の事故で避難生活を余儀なくされている方が22万9,000人、長い避難生活の中にはいろいろな問題が出てきていることに、私も心を痛めております。だけど、昨日は玄関前に半旗が翻り、震災の起きた午後2時46分に合わせて、一日も早くもとの生活に戻られますよう祈り、黙祷をささげることができましたことは大変うれしく思います。

私は、平成２７年第１回京丹波町議会定例会において、通告書に従いまして質問を行います。

本年は旧３町が合併して京丹波町になり、はや１０年目を迎えるに当たり、いま一度平成の合併について振り返りながら、今後京丹波町の発展に向け歩んでいくために質問をいたします。

昭和の合併は人口８，０００人を目標に進められ、小さな村同士が合併をいたしました。平成の市町村合併の背景を振り返りますと、その一つには昭和の合併当時と比べ、社会情勢の変化を踏まえ、福祉、環境、教育等住民の身近な分野で、課題を市町村がみずから解決しなければならない。市町村合併による規模の拡大は、市町村中心の自治体制の確立のために不可欠であり、地方行政の構造改革でもある。

二つには、特に少子高齢化がますます顕著となる過疎地域の市町村が、一層困難な行政運営を迫られることが考えられる。過疎地域に住む住民の暮らしを守るためにも、市町村合併は少子高齢化への行政の対応策の大きな柱となる。

三つには、市町村合併は２１世紀の新しいまちづくりで、旧町が持っていたそれぞれの人材、文化、産業資源は有機的に連携、活用しながら新しいまちづくりを行う絶好の機会であり、２１世紀の自分たちの地域をどのようにしていくか、自分たちの子孫のため、いかに夢のあるまちを残していくか、そのための合併でもある。

四つには、現在の財政状況は危機的である。今後の財政構造改革のためにも、合併により行政のスリム化が重要である。住民の負担を増やさずに、行政サービス提供の高度化が図れる方策などが主な背景だったと思います。私は、新しいまちづくりに少なくとも夢と希望を持ち、３町合併に期待しておりました。

そこで、町長にお尋ねいたします。

元総務相で、元岩手県知事でもある増田寛也氏が座長を務める日本創成会議が２０１４年に発表した我が国の総人口の将来推計のレポートに、若年女性が減る、子どもが生まれない、人口が減る、全国で１，７００を超える市町村のうち、８９６の自治体が消滅の危機に直面すると警告されました。このレポートを見て、多くの首長さんや行政マンはショックを受けられたと思います。

それから、限界集落とか、限界自治体とか、消滅自治体という言葉が出てまいりました。合併から１０年を迎える京丹波町として、町長は限界集落とか、限界自治体についてどのようにご理解をされておるか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めまして、おはようございます。お答えしていきます。

限界集落とは、集落内の総人口に占める65歳以上の人口が50%を超え、集落共同体として存続が危ぶまれる集落の状態として、学識者が提唱しているものであります。

本町では、高齢化が進む中で、地域コミュニティの活性化を図るため、平成22年4月から地区ごとに地域支援担当を設け、地域の課題を共有し、その解決に向けてともに行動する地域支援事業により、人的支援も含めサポートしております。

引き続き、それぞれの地域の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 3月1日の新聞報道の中に、地方創生全国首長調査の欄に、全国アンケートで自治体が消滅しかねないと危機感を持つ首長さんが77%もあると出ておりましたが、寺尾町長はどのような回答をされたかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう質問を受けたかどうか記憶してないんですけど、質問を受けたとしたら、もう全然そんなふう後ろ向きというんか、暗いというんかそんな回答しないです。京丹波町だけは立派に生き残って、よそからもよい町やなということで、どんどん来てもらえるようなそういう町になってると回答すると思います、そのように信じてますので。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 自治体消滅について、東京大学名誉教授の大森彌先生は、夕張市の人口は最多のときに11万6,908人だったと。その後、2007年には1万3,045人になり、2013年には1万人を切り、9,968人となり、論理的には自治体の人口が限りなくゼロに近づけば、自治体は存続しない。しかし、自治体は法人であるから自然に消滅することはない。消滅するときには、市町村がみずから法人であることを放棄するときである。法人として任務の遂行を、首長や議会と住民が断念するときでもあると述べられております。

今の町長の思いは、そんな暗いことはない、消滅することはないという心強いお言葉を聞いて安心したんですが、それで今限界集落についてちょっとお話がありましたが、限界集落は、町長は京丹波町には限界集落があると思われているかどうか、それを何の基準で、先ほどは65歳以上の方が50%を超えた場合は限界集落というふうに認識されておるようでございますが、この京丹波町にはどれだけの限界集落があるか、ご存じでしょうか。お尋ねを

いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 限界集落がという言葉について、学識者が提唱してはるというふうにお答えさせてもらいました。この学識経験者が提唱していらっしゃる定義でお答えさせてもらいます。

85集落があるんですが、瑞穂地区で2ということになります。和知地区で11と、この提唱どおりで申しますとね。私何を言ってるかいうたら、大体限界集落にしても、過疎化という表現にしても、そもそもみんなお気づきや思うんですね、実を言うと。人間の心の中に過疎が潜んでいてというんか、過疎があって、そのことが表面化するというのか。

私、いろんな集落入ってこの少子化、あるいは過疎化について議論して、ほんまのこと言うとしてやなというふうに思うことがあるんです。あんたら、いろいろ言うとしてやけれど、自分の息子やら娘、こんなところにおってもあかんやないかいうてね、皆出してはると。うちは、子どもも置いてるし、私も帰ってきて自営業で頑張っとなやという表現ですね。これがもう象徴的な、私は表現だと思うんですね。大概みんな気づいてはる思います、自分の子ども、息子をね、どんどん都会へ勉強させに出してそのまま帰ってこん。そのことを嘆いてると。そのことを私は言うてるんです。それが過疎化だとすると、我々の心の中にこそ過疎というものが存在しとると。

それはなぜそういう過疎の物の考え方するかいうたらね、やっぱり基幹産業である農林業とかいうものを軽視する物の考え方というか、自然を大事にしない、自然に寄り添って、自然とともに我々は生きてるんだというようなそういう物の考え方というんかね。そういうことが、あんまり京丹波町でも、ややもすると少なくなってきたるなという思いです。もちろん、都会へ出て、企業戦士として頑張ってくれはることについて否定するものではないし、あるいはよくいうように、石油文化というかね、天然ガスとか、ガソリンとかいうものを使った豊かな日常生活を否定するものではないんですが、やっぱり田舎は田舎の流儀というか、田舎は田舎の生活というものがあるということを、やっぱり再認識する必要が、今の時期あるんじゃないかというような意味のことをお答えしておきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 今、町長のほうから過疎は心の問題というようなことがありましたが、ちょっと数字的なことから述べたいと思います。

平成19年に定めた町総合計画の京丹波町の将来人口は2万3,000人となっております

した。合併当時は17年の11月1日現在ですが1万7,939人、現在2月1日ですが1万5,525人になっております。合併当時と比べますと2,414人が減り、率にしますと15.5%は減少してるところであります。

もう少し詳しく人口の実態を京丹波町の年齢別集計表で見ますと、幼児・児童・小学生・学生等の分野で見ますと、零歳から13歳のこの14年のうちに1人もいないという集落が7集落あります。それから、1人か2人、たった2人の集落が10集落、それから、これら集落では子どもの姿や元気な声もそんなもん聞けないというのが現状であります。そして、3人から5人の集落が13集落、6人から10人以下の集落が18集落となってます。合わせて10人以下の集落が全部で48集落となってます。85集落のうちそれだけの集落において、13歳以下、中学生以下の方がおられないと、少ないということであります。

大体平均しますと、1学年に100人という計算になりますが、零歳から6歳の年代は2月、3月生まれの方が入っておりますので抜きまして、1歳の子どもは77人、2歳の子どもが80人、3歳の子どもは74人と、これ3年先に町内の小学校に入学される新入生は80人を切ることが、そういう恐れがあります。今年の1年生は、入学されるのは5校で87人の新入生を迎えます。

私自身、この集計を見てびっくりしたのでありますが、そしてもっとびっくりなのは、昨日教育委員会から資料をいただきました平成27年度小学校児童見込み数であります。竹野小学校が全校生徒で27人、丹波ひかり小学校が244人、下山小学校が61人、瑞穂小学校が164人、和知小学校が104人、全部合わせてちょうど600人であります。人口別集計表を見ますと、ほんとに町全体のことや集落の実態がはっきり数字でわかるのです。

今、町長はそういうにおっしゃいましたが、個々の問題で子どもたちをいかに自分の家に置いておくかということで努力してもらおうようにおっしゃいました。しかし、現実はどういうところがございます。

増田レポートによりますと、子どもを産む可能性の高い20歳から39歳の女性の人口の動向が問題であります。若い女性人口が減る限り、人口の再生産能力は低下し続け、総人口の減少は歯どめが効かないと言われております。

我が京丹波町は、現在20歳から39歳の女性が1,232人であり、10人以下の少ない区が60集落もあります。これらの区においては、未婚の方もまだほかにもあるんです。今後においては、多くの子どもさんは期待できない深刻な情勢が迫ってきつつあると思えてなりません。男性の働き盛りの人口を見ましても、20歳から39歳までの人口は1,295人あります。女性とほぼ同じであります。この年代の方々が都会へ出ていかれていると

思うのです。

一方、65歳以上の人口は5,838人、高齢化率は37.5%となっている。これは少子高齢化の現状であります。これらの数字から読み取れること、働き盛りの人が都会へ出ていることです。また、あと20年もすれば65歳の人がいや応なしに85歳になります。5,838人が、85歳以上残っても健全で1,200人と多く見ましても単純計算でまだ2,300人が減少するんじゃないだろうかという計算になります。そうすると、人口は1万3,000人ぐらいになるのではないかというふうな思案が出ます。

この人口の変化を、町長はどのように直視されますか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町長にお尋ねなので、町長としてお答えしとるんです。実務してる人は、今山下議員さんがおっしゃったようなことを本当に深刻にというのか、正確に分析して対策を立ててくれてるんですね。私、事務方と同じようなこと答弁しとったんでは町長としての役割を果たせんということですね。

もっと大きい視点でいいますと、今日本は大体1億2,500万人から1億2,600万人ぐらい人口があるんですけど、どうも政府の予測というのは1億人ぐらいに想定してるなと、その8,000万、7,000万人じゃなしに。そうすると、2,500万人仮に減る、2,000万人減るということになると、今出てるとおり、まだ田舎から依然都会に向かって人口流出が起きてるわけですね、自然減やなしに、起きてるわけです。

したがって、京都府にそれを当てはめますと、大体40万人ぐらい減ることになります、受け持つっていうんかね、そういう数字でいうとですよ。40万人ぐらい減るわけですが、特に京都市はもうほとんど減らないという予測です。あるいは、宇治とか、久御山とか、京都市に隣接した南側。亀岡市も減りにくいというそういう意味で、環境です。あるいは、精華町も減らない、増えるというようなそういうことが予測されてましてね。そうすると、京都市の南側で15万人ぐらい受け持たんなん。北側で25万人ぐらい受け持たんなんというように、私ですよ、私はそういう推測するんですね。

そこで皆さんはご存じだと思いますが、北部5市2町というんですね。そういう表現するんです、福知山、そして綾部、舞鶴、宮津、そして京丹後、5市ですね。それで2町というのは与謝野町と伊根町をいいます。これ30万8,000人しか現在人口ないんですよ。そのうち、25万人受け持つとしたら、ほとんど、いわゆる基礎自治体というものが消滅すると。まあ、京丹波と南丹は生き残ったとしたらですよ、北部5市2町で受け持ってもらわんなるわけですから。そういうような受けとめ方はしてます。非常に厳しいことは、皆さん、私が

言うまでもなく承知してもらってるわけですね。

ところで、今言わはったように働く世代、女性も男性も含めてほとんど都会へ出て頑張ってくれているわけですね。そのことによって、地方交付税という措置があるんだと私は認識してるんですが、そういう意味で、依存財源でも何でもない我々の子ども、孫が出ていって働いて、それをおじいちゃん、おばあちゃんのところへ返してくれとるんだというそういう依存しとるんでも何でもない、お互いさまだというような表現をするんですが、何を言いたいかいうたら、それだけ若い人を都会に送り出してるのに田舎のほうが出生率が高いという現実がありますやん。東京が一番出生率低いんですから。そういうことも考え合わせると、いつか、やっぱり都会で疲れて、あるいは都会では暮らしていけないということで、田舎回帰が起きる可能性もあると。可能性じゃなしに、ぜひ都会へ一旦出た人が、この京丹波町、いろんな自然豊かなこの京丹波町で人生をやり直したいというようなそういう受け入れられるまちをつくっていききたいと。

もつという、京都市から神戸市まで1,600万人ぐらいの人口があって、それが消費人口ですから、大方が。非常に縦貫自動車道が開通して、京丹波町にも帰りやすくなったんで、交流人口も含めて京丹波町だけは必ず将来、未来とも生き残れると、そういうまちだ、そういうまちをつくっていききたいという願いを持っているということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 町長と事務方の受けとめ方が少し違うんかもしれませんが、私は事務方のほうから攻めるというか、お尋ねしたいと思います。

今、消防団員の確保が難しいことや各区において区長以下あらゆる役員の人選に苦勞されております。まさしく集落は限界集落になりつつといても過言ではないかと思ひます。今の集落を見ますと、役員のなり手がなく大変苦勞されてひます。

そこで、一つの提案でござひますが、高齢化の進んでいる集落の合併を考へてはどうかと思ひます。いかがですか。今までの歴史やいろいろな事情もあると思ひますので、区の合併が実現が難しいというならば、2、3の区がお互ひ協力し合つて区長さんを1人にして、そして他の役員も選出する。無理のない区の運営ができるようにしてはどうかと思ひますが、町長いかがでしょうか、この点につきまして。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、結論先に言うときます。大賛成ですね。その時々、一般的に絵

を描いたらよいというふうに思っとるんです。

物事を進めるときには、必ず現状否定ということをせんと進まんのですね。全部今がよいんやいうことになったら前へ進まんわけで。せやから、現状否定する、あるときには大きくする、あるときは小さくする。自動車でも大きしたり、小さくしたりしながら売ってのと一緒に、そのことを自治体運営とか、あるいは集落経営に当てはめると、大きくしたり小さくしたりするということは非常によいことだという思いであります。

いずれにしても、現状あんまり悲観的に見ずに、現状は、こういう表現が当たってるかな、甘んじて受けてあんまり無理のないようにとにかくしていかなと、しんどいさかいって皆出て行かれたらたまったもんじゃないんで、例でいうとね、集落でいろんな使役をしてもらってるわけですね。例えば道づくりとか、川の清掃とか。そういうことも、できる範囲でしてもらって、できないところはやっぱり税金を使って住環境をきちっと保全するとかいうことが、今の時期は大事やという認識でいうと、集落を越えていろんな事業をしてもらうこと、大賛成です。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） ほんとにそのように、時代とともに歩いていくことが、私たちのまちとしても大切だと思います。

しかしながら、今後の15年先を想像しますとほんとに恐ろしい感じがしています。日本全体が2008年から人口が減少に転じております。我が町におきましても、10年前からすごいスピードで人口が減少しております。生産年齢人口の減少で、自然増が見込めない。転入等の社会増も見込めない現状であります。今まで少子高齢化対策と言えば、子どもの産みやすい、育てやすい施策とか、企業誘致が話題に上がっております。

本町においても、いち早く中学校課程修了まで医療費200円の施策を講じてき、子どもを持つ親は安心して育てることができ大変助かっております。京都府におきましても、本年子育て支援医療費助成の対象年齢を中学校卒業まで拡大されました。また、第3子以降の幼稚園児、保育所の保育料の無料化もされます。とすると、我が町と何ら変わらない施策になってしまいましたね。

他の市町村と差別化した少子化高齢化対策、過疎対策、若者定住対策にどのように取り組んでいけるのか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これまで、すこやか子育て祝金、あるいはすこやか子育て医療費助成

の拡充、不妊治療に係る助成金など、子育て支援策の充実を図るとともに、食の祭典など京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業の展開により、農業振興、あるいは交流人口の拡大対策、畑川ダムをはじめとする水資源の確保、企業立地促進条例の制定、森林資源を活用する施策など、将来のまちの基盤となる産業創出や、豊かな農村づくりに取り組んでまいりました。

これまで実施しましたハード・ソフト両面にわたる対策により、生産人口の核となる世代が住み続けていただける生活環境を整えることができまして、京丹波町に移り住む新規就農者なども、少しずつではありますが増えております。

今後、これまで実施してまいりましたさまざまな施策や支援を充実させていく中で、私が目指しております「安心・活力・愛のあるまちづくり」の推進をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 次に、企業誘致、今も申しました件ですが、全国市町村が躍起になり企業誘致に努力しております。京丹波町もほかよりすばらしい条件があるとはなかなか思えないのであります。企業誘致にはなかなか難しいものがあると思います。企業誘致は大変であります。

そこで、今町外で家庭を持って、都会で勤めている方のUターンをしていただく方法、また町外から通勤されている町職員の方も京丹波町に住居を移してもらう施策をとっていただければ、これは手っ取り早いのではないかというふうに思うんですが、この取り組みについて町長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そうした、今ご質問、ご提案いただいたこと非常に結構なことだというふうに、私も賛成して一緒にやっていきたいとそんな思いでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 間もなく、第2次京丹波町総合振興計画の策定に取り組まれると思います。今後の京丹波町の発展のため多くの立場の意見が集約できるよう、業者任せでなく手づくりの総合振興計画ができることを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、町内外の産業についてお尋ねをいたします。

まず、農業経営の見通しについてお尋ねをいたします。この件につきましては、昨日も質

問が出て、詳しく答弁がありましたが、再度お尋ねすることをお許し願いたいと思います。

我が町の農業は水稻栽培が主であり、米30キロの買入れ価格が5,000円台まで下がってしまいました。農業経営の施策と特産物の黒大豆・小豆・そば等に対し、また他の事業等に助成をされ、支援をいただいているが、農家の経営は改善されていません。高齢化が進み、山間部の田畑は休耕に迫いやられ荒れ果ててしまったところが多い。鳥獣被害がひどく、このままでは生産意欲が起こらない今日であります。

今後の農業経営の見通しをお願いし、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農業者の高齢化、あるいは後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題が深刻化しております。農業振興施策の強化が必要だとは考えております。

担い手対策としては、地域の中核的な担い手となる農業生産法人、あるいは営農組織のほか、認定農業者、あるいは新規就農者などが行います農業機械の導入や、施設整備に対する支援を強化しまして、担い手育成を図ってまいりたいと考えております。

販売対策としましては、売れる米づくりを進めるとともに、特産物産地化等形成助成など町独自事業により、黒大豆・小豆・京野菜などの生産振興により、ブランド力を高め、有利な販売が図れるように、そういう施設もつくったり、あるいは昨日ご質問あったようにインターネット等で売れるようにも、そういうことも助力していきたいとそんな思いでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） いろいろと農業のほうには施策を講じてもらってること、大変うれしく思います。

しかしながら、今農業、私が見まして、自分が設備投資をして採算が合う、そういう農業にやっぱり成長していくべきではないかと思います。助成とか等々もらってやるというのは、農業がやっていけないからそういうふうな施策が必要なんだというふうに私は理解しております。抜本的な農業支援のほうを検討するべきではないでしょうかと思います。

次に、林業についてお尋ねをいたします。

我が町は、83%が森林を占めております。これも終戦後から、先輩の皆さんが将来の豊かなまちを夢見て植林し、保育をしてくださいました。今日ようやく木々も大きくなり、売ろうとしたら、木材の価格は暴落し、今なお低迷を続けております。木を伐採したら、そのお金で植林をし、保育しようとしたらお金が足らなくなってしまうのが実際であります。それなら、伐採をせずに置いておこうかとなります。

だから、山はどんどん荒れ、山に関心はなくなってしまう。若い者は、自分のとこの山の境界も知らず、また山自体も知らない現状であります。今まで大きな収入源でありましたマツタケも皆無に等しくなりました。

そこで、今後の林業等経営につきまして、見通しをお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 森林整備につきましては、京丹波森林組合を中心として森林経営計画の樹立が進みまして、国及び京都府の補助金等を活用しながら、持続可能な森林経営の確立を目指し、可能な限り搬出施業に転換する中で、間伐施業を中心として推進を行ってまいりたいと思っております。

資源の利用につきましては、京丹波町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を策定し、まず、公共建築物の建築について地元産材の利用に努めております。

また、薪ストーブ等購入補助金を創設し、広葉樹のエネルギー利用の推進を実施し、資源の地域循環型社会の構築を目指し、新たな取り組みについて研究を行っております。

また、持続可能な森林経営を行う上で懸念されておりました後継者の育成については、京都府立林業大学校の開校に伴い、森林・林業の担い手の育成が図られております。今後においては卒業生の就労の場づくりとして新たな産業づくりを研究してまいります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 京都府の山田知事はオール京都体制で、緊急かつ抜本的な少子化対策の検討で、田舎には田舎の自然対策がある。IターンやUターンをしたい人たちの価値観に沿って地域づくりが必要であります。交流によって、都市と地方、両方の満足を得ながら自分のライフスタイルを選べる時代をつくるのが大きな目標であります。

北部は海の京都、中部は森の京都、南部はお茶の京都と、魅力あふれる京都づくりを目指しておられます。

その森の京都について、どのようなことか伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 森の京都、ずばり森林を活用した地域づくりをしたらどうだというご提案で、予算も組まれているということで、京丹波町は常々そういう方針を持って進んできました。ちょうどよいなということで、森の京都の構想にあわせた、幾らか文言を変えたりしながらまちづくりをしているということです。

薪ストーブ、私が具体的に言うてるのは、下川町のように、下川町は一步進んで木質バイ

オマス発電まで計画してはるらしいですけど、京丹波町ではとてもそこまで資源はないというふうに思ってます。

したがいまして、まず木を建築材料に使ってもら。そして、加工品、林ベニヤに今主に出してますけど、そういう利用の仕方、あとは熱源として木を使うというようなことでね。しかも、資源がはっきりしてきますと、どの程度の、例えば薪、そして次それをチップにかえる、どの程度投資したらよいかということがはっきりしてきますので、私の表現でいうて、町の甲斐性に合うたチップ工場をつくるというようなことから、里山がそのことによって幾らかでも整備されます。あるいは間伐材が使われるということで間伐施業が進む。もちろん、広域基幹林道も開通しておりますので、そして林道整備、京丹波町だけです、府内でやってるのは。これもやる、作業道路も力を入れていくということで、知事が提唱されてる森の京都に合致した京丹波町づくりが着々と進んでいるという認識であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 今も里山の話が出ました。ほんとに、私たちの集落を見ましても、谷のある、木が物すごく倒れていまして、大変醜い、また荒れております。京丹波町にはそういう美しい山が育つように努力していただきたいというふうに感じております。

次に、商工業についてお尋ねいたします。

今は、大型スーパーやコンビニエンスストアが繁盛いたしまして、全国的に商店街はシャッター街になってしまいました。京丹波町においても、須知商店街、桧山商店街、和知駅前商店街や各所に点在している商店の中にも廃業していく店が多くなりました。また、今営業している商店でもほとんどが高齢化が進み、利益が上がらないので息子がおっても後を継がせない、自分の時代でもうやめようと思ってるという店主が多いのであります。まことに寂しい限りであります。

商工業に対して、施策の功を奏していなかったと思われます。これから先の商工業の見通しについて、町長にお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 近年、商工業を取り巻く状況は非常に厳しいものがあり、商業やサービス業につきましては、近隣に大型ショッピングモールやコンビニなど新しい業態と競争が激化しており、個人商店や小規模事業者は厳しい経営環境におかれております。

また、製造業などの工業分野におきましても、長引く景気低迷による業績悪化や取引先の大手企業が生産を海外に移転したことによりまして、受注が大幅に減少するなど経営環境は

非常に厳しい状況にあると認識しております。

しかし、こうした厳しい状況にあっても、閉塞感を打ち破るべく京都府の経営革新や、知恵の経営といったマネジメント制度を活用して、売上向上や活性化に取り組んでいる中小企業や個人事業主が町内にも出てきておられますし、みずからのネットワークを構築して販路の拡大を行うなど、元気のある経営者もおられます。

また、こうした事業者の取り組みを商工会、あるいは金融機関との連携体制を構築しながら後押ししていくことが重要であると考えておりますし、まだ取り組んでおられない事業者にも、行政の持つネットワークを駆使して、さまざまな制度の紹介、あるいは情報提供、専門家の派遣制度などを有効に活用していただけるように努めていきたいと考えております。

さらに、町内で事業を始めようとしている起業家支援や事業承継を考えている事業者等への創業支援事業、あるいは町内企業の新たな事業展開を支援するベンチャービジネスの育成等に取り組む事業なども考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） では、次にふるさと納税についてお尋ねいたします。

この件につきましても、昨日もお尋ねがありました。平成20年度から始まったふるさと納税は、本町において今までの納入状況はいかがでしたか。また、年度別に納税金額と納税者、町内出身者かそれとも関係のないところかということがわかったらお尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと納税の納入状況につきましては、制度の開始となった平成20年度から今日、2月末現在ですが76件、772万6,000円となっております。平均しますと、1年間で約11件、110万円となっております。

なお、今年度の納入状況につきましては、2月末現在で、22件、410万5,000円となっております。過去7年間で最も多いということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） ありがとうございます。その中で、私が思っておりましたのは、ふるさと納税とは、京丹波町から町外へ出られた方がふるさとへご寄附願うということだと思っておりましたがそうではなしに、全国どこからでも納付できるというのはふるさと納税のように思いますが、それで町内出身の方か、町外の方か、それを分けてわかりましたらお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） これまで、ふるさと納税をいただいております方につきましては、大半が町内の出身者でございます。また、町内の企業もございます。ほとんどが、町内の関係者、あるいは出身者ということでございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 昨日もあったと思いますが、この事業はほんとに町として町外からどンドン入ってくる財源ですので、これは積極的に事業を展開していったらいいんじゃないかと思うわけであります。

先般もありましたが、上士幌町ですか、北海道の町においては、1年間で9億円を集めたというような話もございましたし、そしてその方々に対してどのようなお礼をするか、そういう気持ちのやり方ですね。町長も、1万円ぐらいでは何もできんということもおっしゃってましたが、やはりこの気持ちで、そしてまたこの京丹波町にふるさと納税をしようかなというような方をつくっていくことも大事だと思います。そして、特産品、また町内の催し物等々、やはり情報を送っていくということも大事ではないかと思います。

それで、一生懸命にふるさと納税やろうと思えば、専門の職員を置いて取り組んでいかれたらどうかと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 遅きに失したんですが、今言わはったように別に京丹波町にゆかりがなくてもよいと。あるいは、これもNHKの放送で知ったんですが、最低香典返しでも50から入るやないかとかいうて、言うてはるわけですね。50も返すってことになるよね、私は今まではそんなことはあり得んというふうに思ってたんです、寄附ということになるとね、ふるさと納税ですから。そやけど、勘定しますと、50返すんが当たり前で、60になると大体2割ぐらいかかります、送ったり、手数料というか経費が。そうすると、2割ぐらいしか残らんと。1万円を否定したんではないですよ、昨日も。そういう勘定でいくと、非常に目的が本末転倒するなという意味で、1万円とか3万円ぐらいからやない तो そがやってはるようなことができんということ、昨日ちょっと言わせてもらいました。

多分、上士幌町がどれぐらい返してはるか知らんけど、仮に50返したらね、原価が50だとしたら、役場仕事、あるいは町内の業者さんにそれをお願いしたとしても、1万円という5,000円返して2,000円から2,500円ぐらい経費がかかるというようなふうに出とめてます。これはもう10万円になってもやっとな変わらへんと思います。商売とか、そういう事業をしてはらなんたら、そういうことが実態としてわからへんかもわからん

けれど、時間とか手間、包装紙代とかいうことでお返しをするのを、上士幌町の場合は、9億円も集めはったら、9億もなったら商いです。個人経営でいうて、ご承知のとおり3,000万円ぐらい売り上げないとやっていけへんわけですからね。そしたら、3,000万円するために、どれだけの苦労があるかっていうこと、わかるんですね。それを役場とか、関係する事業者に委託したとしたら、かなり割高になると思うんですね。

そういう意味で、できるだけ3万円以上とかがうれしいけれど、1万円の方もうれしいです。金もうけではないので、できるだけふるさと納税を、これからはもう考え方変えて、昨日もお答えしたさかいに言うたってんやろけど、経営コンサルタント入れてでも取り組まんなんという思いで、まだ入れてないですよ。せやけど、経営コンサルタント入れてもいいさかいに、ふるさと納税に取り組もうという指示したばかりなんで、多分成果が出てくると思いますので、すんません、いましばらく時間ください。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） 町長は事業家でありますので、その辺採算も考えながら進めてまいられると思いますが、これは確かに町として財源が有利に入る事業だと思いますので、積極的に取り組んでいただきたいというふうに、私も希望いたします。

次、最後に新庁舎建設についてお尋ねをいたします。

平成16年12月8日の合併協議会で、その当時の、来年の10月合併をするに当たって庁舎を今からどうこう、大規模なことを考えることは到底合併までに用意のできるものではない。今の役場を一部改修して本庁舎にすることになるということで、今日に至っております。

新庁舎建設について、平成24年9月議会で篠塚議員の質問に、今後財政基盤の安定を考慮しつつ、慎重に検討したいと、また、26年9月議会においても町の発展なる役場本庁舎を建設したいという強い思いでいる、しばらく猶予をいただきたい。基金を積み立ててという答弁がありました。

今回の施政方針に庁舎の建設について触れられるかと思っていましたが期待外れでありました。京都府下にこのような庁舎を持っている町はあるんでしょうかね。庁舎は、耐震調査もできていないし、また来庁者に対して職員は少し高いところから見下ろして対応しています。今の時代に職員が上から物申すようなことではどうかと思います。また、各課の事務が別棟であったり、来庁者はうろうろしたりしておられます。職員も不便で、事務能率もよくない。庁舎機能として、一つも利点はないのではないだろうかと思います。

庁舎は町の顔でもあり、町民は合併１０周年記念事業として取り組むべきと期待をしてると思います。庁舎建設について、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 合併特例債が活用できる期間が、平成３２年３月末までということも考慮しまして、第２次の総合計画には、まちづくりの拠点となる庁舎建設について盛り込みたいと考えております。

何にしましても、これ非常に多額の投資だし、いろんな表現あります。確かに、役場庁舎は町の顔だという表現していただいたんですが。現状を表現するなら、ぼろを着てても心は錦でしてね、それほど悲観的に何でも見ません。よいことや、京都府府内でこれだけぼろ庁舎で頑張るとるとこないなっていうふうに、誇りに思ってるんですけど、それにしても、まちづくりということになると、再開発するときには必ず普通は公共施設を中心に考えるというのはもう定番なんですね。そういう意味でも、どういうまちを形成していくかということにおいても、役場庁舎は非常に、役場庁舎を新たに建設するということは非常に大きな問題なんで、今申しましたとおり、第２次総合計画には少なくとも盛り込む予定でおりますので、いましばらく目に見えるところまではいってないんですが、よろしく願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山下君。

○５番（山下靖夫君） そのように、第２次振興計画に盛り込んでいただきまして、１年でも早く立派な庁舎ができますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山下靖夫君の一般質問を終わります。

次に、岩田恵一君の発言を許可します。

岩田君。

○７番（岩田恵一君） 先ほど山下議員からもありましたけども、私からも昨日の１１日は東日本大震災から丸４年が経過いたしました。メディアを見ておりますと、まだまだ復興が進んでへんなという思いでございますし、いまだ復興途上にあるのかなという思いの中でございます。

特に、福島県におきましては東電の原発事故におきまして、原発周辺の近隣市町では帰還困難な状況というような中で、特に友好町であります双葉町についても全町避難を余儀なくされているという状況が続いております。故郷を追われたお気持ちを察すると言葉にならないところでございまして、大変悲惨な状況だなというふうに思っておりますし、近隣市町では町そのものがこういった帰還ができないということで、その存続自体が危ぶまれていると

というような状況になっているところでございます。

本町といたしましても、友好町であります双葉町の思いを察すると、継続して支援を続けていくことが本町としての役割ではないかというふうに思いますので、積極的にまだかかわっていただきたいというふうに思っております。

さて、国におきましてはアベノミクス、第三の矢、新たな成長戦略のもと農業、雇用、医療分野の制度改革を目玉とし、岩盤規制に切り込んだといたしておりますが、経済界だけが今順調な株価推移とともに、好循環な利益を上げている一方で、変革を迫られる農村や痛みを伴う家計への目配りはまだまだ乏しい状況下にあります。均衡ある国土の発展、首都一極集中から地方に目を向け再生するんだと地方創生戦略がどこまで地方の声を反映し、実のあるものとして、また効果あるものとして実感できるよう望むところでございます。

地方あつての国、地方が潤い、都市部との格差是正こそが社会の亀裂を防ぐ策だと信じ、そうした方向での施策であつてほしいと期待いたすところであります。

それでは、通告に従いまして、まずは去る３月３日の開会日におきます町長の施政方針についてお伺いをいたしたいと思います。

昨日の議員各位と、それから先ほどの山下議員さんと重複する部分があると思いますが、よろしくお伺いをいたしたいと思います。

一つには、本町も合併１０周年を迎える本年、合併時におけるそれぞれの旧町の諸課題も整理され、新たなまちの施策として医療の充実、京都縦貫自動車道開通を見越した拠点の整備、山林資源を生かしたまちづくりなどなど、寺尾町政として果敢にまちづくりを推進をされてきましたが、全国同様に少子高齢化、若者流出など過疎化が進む中で、先ほど山下議員からもありましたように、増田さんが唱えた２０４０年問題も言われる中におきまして、町長として将来における町のあるべき姿、将来像をどのように描かれ、考えておられるのか、町長の所見をまずはお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 税金を使わせてもらうわけで、これ以上給付を増やしたり、ものを支給したりするということを個人に対して充実させるという、基本的にそういう物の考え方には立っておりません。生活環境をきちっと整えるということについては、税金を投入する一つの仕事だというふうに役場は思っておりますので、そうした上で、このまちで本当に健康で長生きして、豊かな人生が全うできるまち、ふるさとへの愛着が持てるまちということのあるべき姿で考えますと、その実現には、町民の皆さんとともに励まし合い、支え合い、助け合い、相手を敬い、感謝し感謝されというのか感謝というような人とか自然に対して感謝す

る町民の皆さん、そうごとと同時に、よき伝統やなと思うのは水に流す、いわゆる許すということ、そうしたよき慣習のもとに日々の暮らしがあること、そのことが人生であると感じていただくために、人生の折々に全てを意識、あるいは共感して支援していきたいと、そういうことが重要であると、まず考えております。

本年度から進めております森林資源を活用する木質化や、エネルギー供給システムの構築に向けた取り組みは、再度申します、物の豊かさだけではなく、心の潤いとか、あるいはぬくもりを感じていただける事業として進めております。町内の資源を活用することにより、地域経済が回り、町民の生活が地域内で循環する仕組みを構築すること、それが、結果として、心が通い合う地域社会の再構築、再編成になるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） おっしゃること、そのとおりだと思います。私も常日頃、心の豊かさが一番大事だなと、本当に私が幼少の頃、私も幼少の頃がございましたんですけども、小さい頃を思いますと隣のおじさんが叱ってくれたり、勝手に柿をもいで食べたり、そこら辺の畑で夏になるとキュウリとかトマトとか、それがおやつがわりでしたんで、それを勝手に頂戴しても何ら怒られなかったと。

ほんとにそれがだんだん年を追うごとに都会化して、ほんとに昔よく言われたもんで、遠くの親戚より近くの他人とそういった助け合い精神がだんだん希薄化されて寂しいなという思いでございますんで、ぜひ行政といたしましても、町長が今申されたようなことで進んでいってくれたらうれしいなという思いでございますんで、ぜひそういった行政手腕を発揮していただいて、さらに安心・活力・愛のあるまちづくりに積極的に果敢に取り組んでいただきたいと思っております。

それから、次の国の地方創生にかかわる交付金の本町への配分によりまして追加提案される補正予算に、事業費を計上して取り組む予定とされております。この交付金は、地方自治体が地域実情に応じて裁量がふるえるものではなくてはならないと考えます。本町にもたらされる効果としてどのようなことが期待できるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方創生におきましては、人口流入の促進とか、あるいは人口流出を抑制するという両面からの政策推進が必要であります。そのためには、しごとづくりによる定住促進、あるいはひとづくりによる暮らしやすい環境の提供、安心して住み続けられる基

盤整備などに、一体的に、あるいは持続的に取り組むことが重要であると考えております。

そのためには、森林、食、子育て、教育といった今ある有用な地域資源を最大限に活用することで、将来的には、我が町の中で自給自足的循環社会が形成されるものと期待をするものであります。

その中で、今回の交付金については、消費喚起・生活支援型としてプレミアム商品券発行事業等の経済波及効果の高い事業を計画しております。本町の経済活性化に寄与することを期待しております。

また、地方創生先行型としましては、子育て支援に係る事業、観光振興や新産業創出に係る事業、農林業振興を図る事業への充当を計画しておりますので、それぞれ、子育て環境の充実、あるいは観光入込客数の増加、新規創業、酒米の消費量増、森林資源の活用等、本町の経済活動が活性化につながるものと大いに期待しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 去る2月12日の施政方針演説で、安倍首相は地方創生は大改革であると述べられておりまして、石破地方創生担当大臣も、地方創生は日本創成だと強調し、これに失敗すれば国が危ういという危機感があるとも言われております。あくまで、主役は市町村と都道府県であり、実施は地方自治体に丸投げだとも言われ、あわせて地方創生予算の将来像が明確になっていないことで、国と地方に温度差が生じているのではないかというような報道もされておるところでございます。

継続してこそ効果も徐々にあらわれてくるものと思いますが、次年度以降の予算配分が継続し、維持されるのかが問われるところだろうと考えております。

今回の補正予算、あとで提案されると思うんですけども、実質繰り越し手続きの中で執行されるわけでございますけれども、この補正予算を受けて次年度以降の予算配分についての国の見解について、継続して予算配分がされるのかどうかというようなことについて承知されているのなら、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課からまたわかってる範囲で答弁させますけれど、私の受けとめ方は消費税アップして、3本の矢、金融緩和、金融的な経済対策、もう一つが財政対策、もう一つが民間の活力、いわゆる投資を促すということですので、金融政策的には意外と効果があったなというふうに、私思ってます。ところが、財政はみんな知ってるとおり、非常に財政再建という言葉を使わなんほどに借金が多いわけで、これ以上というのは非常に無

理があるなと思っただけですけど、意外と経済が失速しそうなので、やっぱり財政出動せざるを得んということで、こういう地方創生はもともとあったんですが、交付金対策を打たはったんやなというふうに受けとめてます。こんなんしたら、ある程度GDPに反映するのわかりきってますのでね。

そういうことで、また1年半後の平成29年4月1日の消費税がスムーズに上げられるようにというふうに考えてはるんやろなと思っとなで、多分今引き続いてこの政策を、財政出動が引き続いて交付金という名のそういう政策が継続されるというふうには、私自身は思っ
てません。

あと、残余何かあったら、担当課から答弁してください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 国の経済対策ということで、まち・ひと・しごと創生ということで新しく制度化をされておりまして、この部分につきましては、また後ほど本日追加提案で補正の事業につきましてご説明をさせていただくところでございますけれども、この総合戦略につきましては、一つには地方版の総合戦略を立てて、その戦略のもとに事業を推進していくというものでございまして、おおむね平成32年度が目標年度となっております。

当面、今回の国の補正で示されました部分、それから国の財政計画で申し上げますと、約1兆円の予算規模によりまして、平成27年度につきましても予算措置がされるところでございます。ただ、その詳細等につきましては、交付税等で措置をされるという説明のみにとどまっております。今後の財政的な計画等につきましては、具体的には示されていない状況にございます。

なお、総合戦略等の計画を樹立した後に事業化をするものにつきましては、それぞれその事業を後々検証をし、また計画に生かしていくというようなそういうサイクルによりまして、必ずしもばらまきというかそういうような予算ではないというようなことで、地方がしっかりと計画し、事業を実施し、それを検証した上でどう生かしていくかと、そういう部分まで全て地方で考えていくという趣旨のもとにつくられているものでございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） まさにそうだろうと思います。市町村の窓口の、計画を立案します総合戦略によって、どう市町村が将来に向かって考えているかというところだというふうに思いますし、ぜひ将来につながるような、実のなるような計画を立てていただいて、それがまさに住民にはね返るような施策を打っていただきたいと願っております。

それでは、次の畑川ダムや京都縦貫自動車道の完成を機に、本町発展の原動力として、企

業誘致や地元企業及び町関係施設の活性化を推進していくと述べられました。一つには 27 年度予算にも企業誘致対策事業 970 万円余りが計上されていますが、企業誘致の状況について伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 企業誘致の状況でございますけれど、京都、あるいは大阪方面の金融機関を訪問しました。企業誘致への協力依頼、あるいは首都圏の不動産会社や大手銀行にも誘致活動を展開しております。

また、企業誘致活動においては、いち早く情報をキャッチしまして、迅速に行動することが重要であり、今後も外部のさまざまな機関とのネットワークを築きまして、アンテナを張りめぐらせることにより、早い情報収集と迅速かつ粘り強い誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

また、土地開発公社から買い戻しました土地を有効に活用するとともに、企業立地促進条例に基づく優遇税制も積極的に P R してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7 番（岩田恵一君） ご努力願っていることで大変感謝をいたしておるところでございますけれども、引き続いて継続して努力をお願いしたいと思いますし、また先ほど述べられましたように、かなり町内には遊休土地もございます。先行して開発公社から買い戻した土地も有効に活用していただく手立てをぜひ見つけていただきたいと思いますと思っております。

それから、二つ目なんですけど、地元企業につきましても大変水を使った、食の企業が優秀な企業ということでその拡充もされておるところでございますけれども、地元企業の拡充策、拡張計画等が示されているならばその進捗状況について、伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地元企業の拡充策についてですが、町内の企業や行政、商工会、金融機関、学校関係、京都産業 21 などの産業支援機関、近隣の、あるいは大学等も含めた産業ネットワーク組織を立ち上げまして、研究開発や資金融資など、専門のノウハウを持つ機関と連携する仕組みを構築し、町内の中小企業や小規模事業者の技術開発等による事業拡充や新事業展開を支援していきたいと考えております。

また、京丹波町企業立地促進条例に基づき、町内に立地する企業等の工場新設や設備拡張を支援する企業立地奨励金、あるいは雇用促進奨励金制度を活用して、町内企業の拡充を支援していきたいと考えております。

私も取締役にも多分就任してるんですが、瑞穂農林ね、あれなんかでも非常に経営見させてもうとって苦しいんです。なかなか販路がきちっと、今年はよいなと思ったらもうまた下方修正されて、それでもあれタカラバイオさんがついてくれてはるさかいに続いてるんですね。しかも、三重県のほうからも全部生産機能こっちへ移して、瑞穂を拠点にしてくれはるんです。これは、京丹波という名前を生かしたほうがよいということを気づいてくれはってね、経営陣が。それで、ほとんどの商品に、私もそれこそ北海道でも見たんやけど、京丹波って書いてあるんですね。単なるシメジですけど。そして、本シメジの生産に乗り出すというようなこと。あるいは、拡張しちゃった創味さんにもお祝いに行ったときも、実を言うと先代の社長と元ここの町長との個人的な関係で来ました。石井さんもそうです。クロイ電気とかね。丹波ワインとか。

それでね、私も能力不足やなって、私、実を言うとあんまりそういう能力ないんです。せやけど、情報を得たら、トップセールスとしてぱっと乗り込んでいく用意がありますんで、町長といういわゆるトップにいるもんを議員さんもうんと活用していただいて、ほんとに食にかかわる企業が来はったところ、皆成功してはるわけやし、瑞穂農林も一応そうです。全部、よその工場も京丹波町に集約するって言うてくれはるぐらいに、やっぱり京丹波、特に京丹波が全国的に認知されてるということで、そういう視点でちょっと今までも話しさせてもらいました。今、答弁させてもらったようなことも含めて、私自身のありようも含めて、皆さんに知っていただいて、京丹波町の企業誘致が進むようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） よろしくお願ひしたいと思います。

そして、町関係施設の活性化を推進していくんだというふうに述べられております。その町関係施設とは何を指しているのかということでございますけれども、道の駅等のことでございましたら、京縦ができて通過のまちになるという危機感に対しての具体策などが示されていると思うんですけども、その取り組みは示されているのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町関係施設におきましては、新しく開設いたします道の駅「京丹波味夢の里」を情報発信の拠点施設として最大限活用することによりまして、既存の3つの道の駅ににぎわいをもたらし、地域の活性化を生み出したいと考えております。

昨年、3つの道の駅において、来場者の実態調査を行いました。約半数の方が道の駅を目

的としてお越しになっておりまして、その多くの方が食材や加工品を買うという目的意識を持って来訪されているということがわかりました。

そうしたことから平成２７年度においては、豊かな風土と伝統によって育まれた人や物など全てを観光資源と捉まえまして、まるごと観光というコンセプトのもと、まずは、食に特化し、買う、そして食べる、体験すると。今までから買ってもらってたんですが、私の認識でいうと買って帰って食べてもらうのもおいしいけれど、この丹波でマツタケを食べるっていうぐらいにね、今、丹波マツタケないんですが、丹波へ行ってマツタケを食べようというふうに、やっぱりこの現地に入って京丹波産を食べてもらうということは非常に大事だというふうに思って、こういうふうに言ってます。買ってもらって、食べてもらって、そして体験するということは、農園等、貸農園等いっぱいありますので、関係しておいしかったな、自分でもつくろうかというようなこと、こういう３つのカテゴリーの充実を図りまして、既にお越しいただいている来訪者の滞在時間を延ばし、一人当たりの消費額単価の増加を目指すということでございます。

町関係施設という表現は、今はそういうことでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○７番（岩田恵一君） ただいま、町長のほうからまるごと観光の話が出ました。これは農業振興にかかわって後であわせて質問をさせていただきたいと思います。

次に、二つ目の農業振興対策でございます。

岩盤規制である農業改革に踏み込んだと安倍首相が自負し、農家の所得向上につなげるんだと言っていますが、まだ先が見えない、実感がない農家にとっては、政策の行方を見守るしかありませんが、末端の農協では地域で担う役割も多く、多数の農家が、農協がなくなれば困る、農業関連の支援だけではなく農機、肥料、日用品、金融サービスやガソリンスタンドの経営まで生活インフラの提供を受けている中で、地方の重要な役割を担う農協を改編する改革であってはならないというふうに思います。

そこで、農業が主産業である本町では、担い手問題や耕作放棄地の拡大懸念、毎年かなりの予算を充当し対策を講じていただいているものの被害が減らない有害鳥獣被害の増大など、農業環境を取り巻く状況は日々悪化の一途にあるように思います。

集落型農業法人の誕生など町内には徐々に集団化営農への取り組みもされつつありますがけれども、将来にわたり魅力ある仕事として、また農業で食べていける仕組みづくりや担い手・後継者育成は喫緊の課題であります。

私たちの集落でも、将来に不安を抱える中においてどう農地を守り、将来につなげていくかなど知恵を出し合いながら真剣に向き合い、議論を進めていくところでもありますけれども、やはり行政に頼るところも多く、支援なくして到底維持していくことは大変困難だと痛感しているところがございます。単に補助メニュー、補助金を増やせといっているのではございません。農業を守り、維持しているのは高齢者ばかり、若者が支えていく構造を形成しなくてはなりません。

町として、農業政策にどう向き合い、支援していくのか、大変重要な時期に来たのではないかと考えますが、町長の農政に対するお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農林業は本町の基幹産業であります。大変重要な時期であるとも考えております。そうした中、本町においては、地域や農業者が徹底的な話し合いを行い、策定される「京力農場プラン」の作成を推進しております。

プランの策定により、集落型農業法人や認定農業者等が核となり、担い手が不足する集落等から作業受託や農地集積等、連携を結び、互いに農地や人、サービス、生産物等を通じて補完し合う力強い農業経営構造への転換を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 平成26年度小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業、いわゆる京丹波まるごと観光推進事業、先ほど町長もおっしゃってありましたこの事業ですけれども、これは商工会が補助事業者として委員会を設置して各関係団体との連携のもと、オール京丹波で町内のあらゆる資源を有効的に活用して特産品の開発などを進め、もって商工観光の推進を図っていかうとするものでございまして、私もその中の一員として加えさせていただいたところでございます。

追加提案の補正予算にも、まるごと観光推進事業として予算化もされるところでございますけれども、そうした中、京丹波町の魅力である食が中心的役割を果たす資源と位置づけているものの、生産者の高齢化などにより生産物が減少傾向にあることなどから、生産雇用の拡大とともに生産量を増やす仕掛けづくりが必要との結論づけも行われ、ひいては食による雇用や新たな農業への参画、起業などから定住促進にまで発展するんだとまとめがなされました。私もそうであってほしいというふうに考えております。

また、京丹波・食の祭典は、町内外から多くの方々が来場し、町内産物のPR、普及促進、特産品の開発など、食の京丹波町、食材の宝庫をうたい、京丹波らしい食材づくりや、観光

を売り込んで成功しておりますけれども、前述のとおりこれら生産物の生産体制は弱体化の方向にあり、安定した食材の提供に結びつかないと不安視するものとなっております。

食の京丹波として、安心安全で、安定した食材の提供が求められる中において、味夢の里の関係につきましても、昨日の質問で供給体制は十分に整えていかななくてはならないというふうな町長の答弁もございました。

そして、各道の駅での生産物供給体制も、将来にわたり安定したものとするためにも農業生産体制の構築と安定した営農が持続可能なものとする方策が必要であります。こうした状況下における行政の方向性も大きな役割を担うものと考えますが、改めて町長のこうした生産体制に対する所見をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から残余答弁、満を機してと思うので、ちょっと心構えして、商工観光課も含んでいろいろ答弁してもらったらうれしいんですけど。

私はいつも思ってるのは、大体卵が先か鶏が先かでね、物すごく大事なこと一つ言うんですけど、後継者が育つまではこの集落型農業法人とか、認定農業者とか、とにかく共同してしっかりと今の現状をカバーしようとなさってることについては、税金使ってもよいと思ってるんですね。

一般的にずばり言うときますけど、何で後継者が出えへんか。高齢化やとか言いますやん。そんなばかなことないわね。要は儲からんさかいに後継者とか、高齢者が仕方ないさかいやってはだけですやん。儲かりさえしたら、そんなもん血縁なんも関係なしに後継者っていっぱい来ますよ。いつも言うてるんですけど。

森田さん、名前出したらいかんらしいけど、議員が、商売してはってね、全然関係ない人でも弟子にしてくださいとか、いっぱい来るんですって。もうとにかくずばり言うておきます、儲からんさかいに後継者も何も出てきいひん。そのためには、この京丹波町全体が儲かるようにせんなんという意味で、今度の振興拠点施設の使命というのはそこにあるという認識であります。

自慢になるさかい言わんようにしてるけど、100キロある中でここだけができたということは、ほんとに京丹波町生かしていかと、そういう思いでいることだけ申し上げまして、農林振興課、あるいは商工観光課からちょっと補足の答弁をしてください。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほど議員からもございましたように、商工会の事業の中でまると観光というものを検討いただいております。その中で、岩田議員さんも一緒になっ

ていろいろとアドバイスをいただいているところで、感謝をいたしているところであります。

特に、先ほどご心配のありました農業生産力をどう高めていくかということに、特に絞ってお話をさせていただきたいと思っておりますが、いろんな課題があります。高齢化とかいう課題も聞いておりますし、先ほど町長の答弁にもありましたように、やっぱり売れるものについてはみんな頑張っつつくられる。そこの先の販路がやっぱり不透明なところを少しテコ入れをせないかなということも大きな課題というふうにも思っております。

そうした場合に、やはり今年の当初予算、また、ひと・まち・しごとの中の3月補正の中にも入れておりますけれども、特に瑞穂のマスターズ農園を今借りておられる方が少ないという状況にあります。区画はたくさんありますけれども、遊んでいる区画がたくさんあると。これを有効に活用したいというのが一つ思っております。そして、その活用の方法としては、これまでのライフスタイルとして借りておられた方から、いわゆるその次の農業をそこにされて、そしてその方が新規就農に結びつけていくような仕組みをつくりたいなというふうに思っております。

そこで、一定の期間新規就農になるための農業づくりをしていただいて、そしてその方が新規就農者として京丹波町の中に受け入れていくと。そして、その先の販路もしっかりとつくっていくということを思っているところであります。

したがいまして、新規就農の受け入れの推進、そしてそれにかかわります食の生産体制の強化、そして販路の開拓ということでもあります。

特に、販路の開拓というものが、ここが大変重要なところで、行政としてもなかなか見出せないところではあるんですが、ここにはやっぱり外部の方の知恵なり、そしてその方々の人脈をお借りをしていくことによって太いものにしたいなというふうに思っております。それで、来年度については、外部の方のアドバイザー的な、プロデューサーといってもいいのかもしれませんが、そういう方々のお力を借りて総合的にやっていきたいなというふうに思っております。

したがいまして、販路が見い出せるならば、やっぱり生産能力も上がるかなというふうに思っておりますので、特にそういうことに力を入れて、そして京丹波のまるごと観光、全てのものが観光に結びつき、そしてその先には雇用に結びつき、そして人口の歯どめに一役買っていきたいというふうに描いているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今も商工観光課長のほうからも説明がありましたように、や

はり議員ご指摘のとおり、安定した生産というものが重要となってきます。ただいま町長の答弁の中にもありましたように、やはり農業につきましては、儲かることをしていかなあかんということで考えておるところでございます。

一昨日も黒大豆等の研修会があったわけでございますけれども、市場からは黒大豆、小豆、それからまたクリ等についても非常に京丹波町産につきましては評価が高く、もっとつくってほしいんやということで強く要望されておるところでございます。そうした中で、今後とも昔からございます京丹波町の特産品、まだまだ売れるものでございます。

そうしたことから、今後ともそういったものを推進していくとともに、先ほどございましたように新たな新規就農者の開拓をすることによりまして、農業者を増やし、生産量を増やしながら、一方では特産品の栽培、また一方では直売所を活用いただいて、そこに出荷をいただいて経営の安定につなげていきたいと、このように考えておるところでございます。

また、今後とも議員と一緒に推進を図っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 町長がおっしゃること、それぞれいずれの担当課長がおっしゃることもよく理解しておりますし、お二人には大変お世話になっております。個人的にも、それから今回私どもが抱えております集落での営農対策についても、助言もいただいておりますし。ほんとにどないしたらいいんかということですけども、一步が踏み出せへんところがありまして、そのお力添えをぜひ行政側からもちよつと助言いただけたら、踏み出せて前向きに取り組めるんかなというふうな思いもしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨日も、味夢の里関連で、出荷者協議会と連携して、年間を通じて提供できる体制の中で特産物の生産向上につなげたいと、活性化を図っていききたいというふうに申されました。

新規就農や農業への起業には、昨日も坂本議員からか空き家の情報のこともございました。これもしっかり情報を、集落からも提供せなあかんわけですけども、これを空き家活用も有効な手段の一つであるというふうに考えております。それぞれの地域の実情も観察しながら、本町の主産業である農業の活性化もまた活力あるまちづくりの方策だと確信しておりますので、ぜひ農家を元気づける、ひいては地域を盛り上げる農政の推進をぜひ今後とも図っていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それでは、最後でございますが、小中学生のスポーツ振興に関係してでございます。

町内でも種々のスポーツに打ち込む小中学生の環境は、一つにはスポーツ少年団や中学校

でのクラブ活動などが上げられます。中学校では生徒数の減少等に伴いまして、その選択肢は限られた種目に限定されて所属しているのが現状ではないかと思いますが、そこで、町内中学校間で自由なクラブ活動を行える環境づくりのため、学校間での交流を図る体制ができないかということでございます。

また、それぞれ町内3つの中学校のクラブ活動の現状の種目は何かあるのか、その現状についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 近年の少子化によりまして、中学生の生徒数も減少してきておりまして、学校におけるクラブ活動の種目もおのずと限定されてきております。こうした状況から、一部のクラブでは他校との合同チームを編成して試合に出場するなどの工夫も行っているところでございます。

今後も生徒数の減少が想定されることから、中学校の意見等も聞きながら、学校間での交流を図る体制について検討してまいりたいというふうに思っております。

現在、こういったクラブがあるのかということでございましたけれども、町内3中学校ございまして、体育系と文科系がございまして、

蒲生野中学校では、体育系のほうでは野球、サッカー、バスケット男女、それからバレー女子、卓球男女、ホッケー男女、剣道、ソフトテニス男女、文科系では、美術、ブラスバンドがございまして。それから、瑞穂中学校では、体育系ではホッケーの男女、野球、ソフトテニス女子、バスケット男女、それから文科系ではスマップという総合的な学習をやっているクラブがあります。それから和知町学校では、野球、サッカー、バレーボール女子、それからバドミントン女子、それからバスケット女子ということになっております。

特に、和知中学校はクラブとしての文科系はないというふうに聞いております。

以上のような状況でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 以前も教育長にお出会いして、このことについては申し上げた経緯があるんですけど、特に私が申し上げとったんは、瑞穂ではサッカーのクラブがないということで、大変サッカーに思いを寄せて、今テレビでも野球かサッカーというようなことで、サッカーに対する思いを強く持って、小学校ではスポ少から中学校でもサッカーのクラブ活動に打ち込みたいという子たちへの配慮について、蒲生野中であればそこでの合同ができないかということでお願いした経過があるんですけども、先ほど合同チームもという編成もされてということでございましたので、そういう結果になっているということで理解はしてよ

ろしいんですか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在もそれぞれの中学校で、いわゆる一つのチームとして成立する人数が満たない場合は、二つの学校が合わさって一つのチームとして出場できるということになっております。ただし、それぞれ学校では、学校の自主的といいますか、主体的な取り決めで、これは子どもたち、生徒会との共通した理解をしてというか、確認はされておるところですけれども、一定その試合に出場できる人数がない場合は、クラブとして消滅するといえますか、そういった学校内でのそういう自主的な取り決めもございますので、それに沿ってそれぞれの学校のクラブについては運営されているというふうに思っております。

特に、同じクラブが2つ、両方ともありまして足さないと一つのチームが編成できないということについては、行き帰りのクラブ時間等の時間もございますので、できたら土曜日等を活用して一緒にクラブができればなという思いも持っておりますし、中学校からそういった希望があれば、十分前向きに検討していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） ぜひお願いしたいと思いますし、その穴埋めはスポーツ少年団といえますか、それがしているんじゃないかと思えますし、昭和63年の京都国体を契機にホッケーのまちとして、これは旧丹波と瑞穂でございますし、和知ではカヌーでしたが、取り組んで力を注いだ経過がございます。やはり、ホッケーというのはマイナー競技というようなイメージが払しょくできないということで、子どもたちのスポーツに対するニーズも多種多様な中で、好きなスポーツにやっぱり打ち込みたいんだと、やりたいというのは当然だというふうに思います。

そこで、その穴埋めについては町内スポーツ少年団が補填先として機能しておりまして、その役割も大きく、好きなスポーツができる環境を確保しつつ、また成長過程における健全な発達環境にも大きく貢献しているんじゃないかと思っております。さらには、その中で道徳心を養い、仲間意識の向上など、子どもたちの心の支えにもなっているのではないかと感じるところがございます。私も、20代の頃、質美でサッカーのスポーツ少年団をつくってやってまいりました。確かに、学校では大変日々勉強、学校から聞いておりますと、大変・しにくいことというふうに聞いておりましたけれども、やっぱりそういうスポーツを通じて、大分変わったというような様子も聞かせてもらった経過もございますので、スポーツ少年団の役割というのは、かなり大きいんだなというふうに思っております。

こうした町内スポーツ少年団に対する支援を、今も十分されているだろうと思うんですが、積極的にすべきというふうに考えておりますが、その現状等について、また課題等があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） スポーツ少年団は、先ほど議員からもご指摘あったように、子どもたちがスポーツや社会活動を通じて、協調性とかあるいは創造性を養い、青少年の健全な育成を目的にした団体として活動されてるところでございます。

町では現在、担当者を置いて、事務作業や事業等のサポートを行うとともに、町内体育施設の使用料の減免や、あるいは体育協会を通じまして、活動補助などの支援も行っているところでございます。

引き続き、こういった支援を行ってまいりたいと考えております。

現在、町内にはスポーツ少年団として13団体がございまして、団員は231名というふうになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 13団体の種目の内訳とかがわかりましたらお願いしたいと思います。また、それがどこに旧村でいったらどの地区に配置されて、それぞれの団体にはどれぐらいの子どもたちがそこでそのスポーツに興じているか、おわかりになればお答えいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 13の団体がありまして、その名前といたしまして、竹野ホッケークラブ、丹波ホッケークラブ、丹波サッカースクール、バレーボールをされているフレンズ、須知ビクトリーズ、野球チームでございます。ゴンターズ高原、野球チームでございます。瑞穂ホッケークラブ、少林寺拳法京丹波、瑞穂剣道、瑞穂少年野球クラブ、和知少年野球クラブ、丹波ミニバスケットボールクラブ、京丹波空手クラブでございます。

それぞれの人数でございますが、竹野ホッケークラブが現在10名、丹波ホッケークラブが12名、丹波サッカースクールが48名、バレーボールのフレンズが15名、須知ビクトリーズ、野球チームでございますが30名、ゴンターズ高原、野球チームでございますが19名、瑞穂ホッケークラブが32名、少林寺拳法京丹波が9名、瑞穂剣道クラブが20名、瑞穂少年野球クラブが11名、和知少年野球クラブが7名、丹波ミニバスケットボールクラブが10名、京丹波空手クラブが8名、合計231名となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） ありがとうございます。大変13団体という大きな、たくさんある少年団、それぞれ率いていただいている方々には大変ご苦労いただいて、先ほど教育長申されましたように、協調性ですとか成長過程における大変重要なところも担っていただいているんじゃないかというふうに思いますので、引き続いて今、利用料の半額助成、そういったところも助成をいただいているようでございますけれども、引き続いてこれらの少年団に対する支援をもう少し積極的に行っていただきたいということを申し添えまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（野口久之君） これで、岩田恵一君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩をいたします。11時まで。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

○議長（野口久之君） 次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただいまより平成27年第1回京丹波町議会定例会における私の一般質問を行います。

まず最初に、安心安全な暮らしを確保するための施策について、伺います。

安倍政権のもとで、給付の抑制と負担増を柱とする社会保障の改悪が進んでおります。こうした中で、町民の暮らしと営業を守り、安心安全のまちづくりを進めていく自治体の役割が重要になっております。

まず第一に国民健康保険について伺います。

平成27年度の国保税率は据え置きとなりました。しかし、現在国保税の滞納により、保険証が手元にない方、また実態を把握できてないかも知れませんが、加入手続きをしていない無保険の方も少なからずおられるのではないのでしょうか。

国民健康保険制度は、この平成30年度から都道府県単位化すると決められております。国保については繰り返し質問をしてきましたが、町民が最も願っているのが高過ぎる保険税の引き下げであります。国保税を引き下げるためには保険税以外の財源で賄う部分、つまり公費負担の割合の引き上げ、医療費支出の削減、収納率の向上以外ありません。残念ながら、本町では保険税を引き下げるための一般会計からの繰り入れは行っておりませんが、府下の

自治体では多額の繰り入れを行っております。

広域化では、こうした負担軽減のための法定外繰入ができなくなり、保険税が高くなる恐れがあります。高過ぎる国保税の改善にはならないのではないかと危惧しております。本町の保険税は据え置きとなりましたが、府下でも高い保険税となっております。所得に占める割合は18％であります。

ところで、国は27年度から毎年1,700億円を投入して、低所得者が多い自治体に対する財政支援を拡充するとしておりますが、本町への支援はどうなっているのか、また、活用方法について伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度から低所得者対策として保険者支援制度が拡充されることとなっております。

本町の平成27年度保険者支援制度の当初予算額につきましては、2,634万4,000円を見込んでおります。平成26年度の決算見込み額1,382万7,000円と比較しますと、1,251万7,000円の増加となります。

この保険者支援制度でございますが、従来、一般会計から保険基盤安定繰入金として受け入れているものでありまして、財源としまして、国が2分の1、都道府県が4分の1、一般会計が4分の1となっております。

以上でございます。

というふうに活用するということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 保険税の軽減した分の部分に充てるということなんでしょうか。

しかしながら、この新しい拡充された財源でありますので、低所得者向けにおろされた財源でありますので、これは、やっぱり、国保加入世帯の1世帯当たりの年間所得が76万9,000円、そして、1世帯当たりの国保税が14万1,000円ということで、先ほども言いましたように、18.4%の負担となっているほんとに高い保険税であります。そういったことから、やはり、これは、軽減のために使うということが大事なんではないかというふうに思っております。今まで基金の繰り入れをして、そういう財源を確保しておりましたけれども、新たにこれは、国のほうからお金がおりてきたということでもありますので、ほんとに重い負担となっている保険税の引き下げのために、町も真剣に、国もそう言ってくれているんですので、町も真剣に努力すべきだと思います。

京都市なんかは、多額のこうしたお金が入ってきたということで、一般会計から繰り入れ

ていた分を2分の1、そして、引き下げのために2分の1の財源の使い方をしているということでもあります。そういうふうに町長も考えていただくということが大事なんではないでしょうか。

その国保加入者の実態というか、負担の実態というか、認識について、改めてお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 市町村国保は、所得水準の低い方、あるいは、罹患率の高い高齢者層の加入割合が高いということ、保険税率負担が重くなりやすいという構造的な課題を抱えております。

本町におきましても、同様の課題を抱えておりまして、国保税の算定につきましては、想定される被保険者数、世帯数、あるいは基準総所得、あと固定資産税をもとに、賦課が可能な範囲で算定をしておりますが、医療費が増え続け、国保財政は大変厳しい状況の中、被保険者の経済状況等を考慮し、平成21年度以降、税率を据え置いてきた状況があります。ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 平成21年度にたくさん負担増となりまして、その後は、1回繰り入れを行ったぐらいで、ずっと今の保険税率で来ているということでもあります。

しかしながら、こうした所得に占める割合が18%ということにもなっておりまして、減免世帯と、法定減免ですね、減免世帯が53%です、というふうになっているんです。ほんとにこれは、高くて払えないということを証明している数字だと思っております。高過ぎるその保険税というのが、もう常態化、一般化していることを示しているということでもありますので、ほんとに払える国保、安心して医療が受けられる国保にするためにも、国もこういうふうに支援しているのでありますので、やっぱり、暮らしを守るそういう自治体の町でありますので、基金ももうあれですわね、都道府県単位化に一步一步進んでおりますので、基金もそんなにたくさん置いておくということも必要ないというふうになるんじゃないかと思いますが、改めてこうした高い保険税にあえいでいる被保険者に対する認識をお聞きしときます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保については、ほんとに担当者と再々打ち合わせします。そうしたことで、現状を一応つかんでいるというふうに自分では理解しているんです。それで、上げ

でも滞納が増えるだけやさかいに、とにかく上げん手だてを今まで指示してきました。確かに財政面で府県単位にしようということ、事業については、今までどおり、市町村で担って、いこうというような趣旨からいうと、今度の27年度の提案も多分予備費とかいって上げとったんです。説明してましたね、補足説明で。聞いてくれはったと思うけど、予備費も4,000万円とかいって挙げてたのを実態に合わせてかなり下げて、ああいうことをいろいろ、あるいは基金も言うてくれはるとおり、それほど1億円以上という話もあったんですけども、1億円切ってもよいやないかとかいう実態に合わせた予算の提案をさせてもらっているとおおり、そういうことで現状、保険料が維持できたということですね。政府が1,700億円か、先取りしていると理解するというふうに理解してもらったらよいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 国保の加入者には、子だくさんの家庭もありますし、また、非正規ということで不安定なところで働いているということで、国保に入っている若い人たちもたくさん増えているということでありますので、国保の滞納というのは、ほんとに深刻な状況になっていると思います。

それで、滞納についてであります。やっぱり、親身な納税相談を行うべきだというふうに思っております。本人の承諾なしに京都地方税機構には移管しないようにするべきだと考えます。通知をしても来てもらえないとか、そういう話はいろいろ聞いてきましたけれども、課を越えた相談体制も考慮して解決を図っていくべきだと思いますが、見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 納期限内納付の推進を柱としまして、従来からそれぞれ納税者の実情に応じた納付相談等の取り組みを行ってまいりました。今後についても、納付推進に向けた取り組みを行ってまいります。

また、滞納につきましては、納付に対する公平・公正の確保の観点から一定の期間を経過したものにつきましては、現行どおり、京都地方税機構への移管を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 国民健康保険制度は、保険証があれば、誰もが保険で医療を受ける

ということが出来る誇るべき制度であります。しかし、国保税の滞納の場合、正規の保険証や限度額認定証が交付されないということになります。滞納世帯であっても命を守るため保険証を交付した上で、納付相談を続けるべきと考えます。正規の保険証を発行して、命と健康を守ることが重要であります。

未交付被保険者の実態はどうなっているのか、お答えください。また、保険証が手元になり、全ての国保加入者へ正規の保険証を発行すべきと考えますが、それについてもお考えをお聞きします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） ただいまご質問ございました正規の保険証ということでございますが、ご案内のとおり、現在、その短期証ですね、そういったものを発行して対応しているところでございます。

世帯数にしましては、27年4月時点ではございますが、短期証発行対象世帯が163世帯ということで、被保険者にしますと314人というような状況でございます。

この短期証につきましては、6カ月をその有効期限として発行させていただいておりまして、1年間滞納されている方を対象に、現在ですと25年度分ということになるかと思えます。その時期、時期にまた違いますので、一概には言えませんが、1年間滞納された方を対象に短期証を発行させていただいているということでございます。また、弁明書もその際、いただいているということもつけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 6カ月証を渡しているということですが、認期が切れて、そのままになっているというそういうことはありませんか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） 各対象者については、6カ月という期限で明確でございますので、切れた時点でその方に連絡をとって、更新の手續等をさせていただいているということでございますので、そういった方はないというような理解をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そうすれば、保険証が渡っていない方はないということでいいのか、その点だけ確認をしておきます。それ、1点、確認しておきます。

それから、国費投入による財政支援、国保ですけれども、国費が投入されなければ、保険税

の負担というのが重くなる一方であります。この平成２７年度から府が保険税の必要額を算出して、そして、町は、その必要額を分賦金として府へ納め、町は、その分賦金を賄うに必要な保険税を被保険者から徴収をすることになるようですが、これは、そういうことに２７年度からなるのかどうか、２点お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） まず、短期証の件でございますが、こちらにつきましては、対象者に連絡がとれない場合がございます。どうしてもとれない場合、その方に対しては発行されてないということでご理解願いたいと思います。

それと、分賦金、いわゆる国民健康保険事業費の納付金というようなことでございますが、これにつきましては、先ほど、議員さんのほうもありましたように、京都府の一元化ということに関連してとり行われるものでございまして、２７年度からは、この分賦金方式にはならないという理解でよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○１１番（東まさ子君） 先ほどもちょっと言いかけましたけれども、国費が投入されなければ、なかなか国保税の負担は軽くないということであります。

この２７年度は１，７００億円でありますし、さらに来年度、次と、国費を投入するというふうに国は言っております、国保の都道府県単位化にするために。しかしながら、それぞれの自治体が独自で繰り入れを行っていたものをストップすれば、何もそれは保険税の負担が軽くなるのではなく、同じであるか、あるいは、また、反対に引き上げにつながるということになると思いますが、町長はどのように思っておられますか。私たちは、そういうことになりますので、都道府県の単位化は中止をすべきだというふうに思っておりますが、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、財政面で、そうして財政面を確立してもらったらすね、分賦金というんですか、そういう名称はさておき、納めんなんわけですけど、それは、京丹波町での事業から算出される分賦金、負担金になるので、何も高くなったり、そのことでですよ、制度改正そのもので高くなったり、安くなったりはしないということです。心配されてはるような今まで仮に繰り入れせえ、繰り入れせえと言っていて、繰り入れしいひんかったら、今までどおり同じように、しいひんかったら、そら、高くなりますけど、そんなことまでは考えてませんので。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そら、町長は考えて、今、おられないかもわかりませんが、この都道府県単位化というそのものがそういう今、ほかの府内の26の市町村が行ってますわね、その赤字とか、保険税が重いために、そういうものを国はやめなさいということでこういう制度に持っていくものでありますので、何ぼ私とこの町がそういうふうに頑張っていただけたらうれしいですけど、なかなかそういうことにはならないだろうなというふうに指摘をさせてもらっておきます。

それから、京丹波町、次に、老人医療助成制度についてお聞きをいたします。

京都府の老人医療助成制度は、昭和45年から高齢者の命と健康を守る府の制度として存続してきました。府と町が共同で65歳から69歳の方の医療費の窓口負担、これを3割から1割へ軽減する制度であります。

しかし、京都府は平成26年度から国の医療制度改悪によって、70歳から74歳までの窓口負担が1割から2割に引き上げられたことに連動して、27年度から1割に軽減していたものを2割に引き上げる、そして、さらに対象者をこれまでの特別世帯、寝たきりの方でありましたり、単身者、高齢者のみの世帯が対象となっておりましたけれども、所得税非課税世帯全員が非課税、所得税非課税世帯ということに変更をいたしました。

そこで、今議会に条例改正、また、予算も提案されておりますけれども、まず、この制度について、町長はどのような評価、または、認識をされているのか、伺います。さらに、高齢者が安心して医療を受けられるためにも、このような縮小、切り捨てはすべきでないと考えますが、制度の継続と、それから74歳までの拡充を府に申し入れるべきではないかというふうに考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一定基準を満たしている65歳から69歳までの方において、自己負担割合が70歳以上の方と同じ1割になるように設けられた老人医療助成制度につきましては、創設から44年が経過しており、その間、老人を取り巻く医療制度及び社会構造も大きく変化してまいりました。

平成26年4月から新たに70歳を迎えられた方については、自己負担割合が2割に引き上げられたことから、70歳の方の負担割合に合わせて、老人医療の自己負担割合が2割に引き上げることは、やむを得ないことであると考えております。

また、世帯全員が所得税非課税世帯であることに一本化されるという要件の変更につきましては、他の府県の状況と比較しましても、京都府における対象年齢人口のカバー率は29.

1%とかなり高く、また、所得税非課税世帯よりも対象者が少ない住民税非課税世帯を基準にしているところが多いことから、京都府において、手厚い措置がとられていると考えております。

今回の改正案につきましては、国の医療保険制度改革に伴いまして、全国的に同様の制度そのものが廃止されている中、老人医療助成制度を社会情勢との変化に対応させ、持続可能で安定的な制度としていかに維持していくかという観点から、京都府及び市町村において、これまで十分協議しまして、検討されてきたところでございます。

したがいまして、京都府に対しまして、現行制度の継続と拡充を申し入れる考えは、現在のところはございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そしたら、この今回、対象が変更されたことによる、何て言うか、影響というのはどういうことになっておりますか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） この制度の変更でございますが、先ほども町長の答弁にもございましたように、住民税非課税、所得税非課税というような議論をされていたところでございます。そういったところで、住民税非課税ということで4割程度の方が対象から外れていくというようなことになるのが、まず、一つの影響でございます。

また、それに対しまして、緩和措置というのがございまして、そういったものを影響をできるだけ少なくするというような経過措置も取られております。そういったところでカバーされているというようなことも思っております。

また、給付費につきましても、この制度改正に伴いまして、現行制度なら当初予算もございますが4,200万円程度であったところが、改正後には2,950万円程度になるかというような見込みもしておりますので、1,260万円程度減額されるんじゃないかというような見込みも踏んでいるようなところでございます。

プラス面、マイナス面、それぞれありますが、こういった制度で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そしたら、緩和措置の中身をお聞きしたいのと、それから、4割というのは人数にすればどういうことなのか、お聞きをしておきたいと思います。

それと、それから、今、ほんとに消費増税で社会保障の充実ということでありましたけれども、反対に社会保障がどんどん解体されているという攻撃がかけられているときでございます。こうしたときだからこそ、ほんとに住民の暮らしを守る、これだけたくさんの人に影響する制度でありますので、やはり、役割が自治体に求められております。今は、府には考えていないということでもありますけども、町独自でやるということについては、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） 緩和措置でございますが、現行制度受給対象年齢者、より具体的に言いますと、平成27年7月31日までに満65歳に達する者の方については、70歳までに達するまでの間は、現行の所得制限を適用するということでございますので、7月31日までに満65歳に達する方でありますと、最大5年間の経過措置があるというようなことでございます。

また、所得税非課税4割ということもございますが、減少人数にしましたら、約320人ぐらいの減少を見込んでおります。

それと、今までこの1年間、70歳を超える方につきましては、京都府のほうで特例措置ということで、1年間、新たに70歳になられる方につきましては、その逆転現象が起こるということで負担をされてきたところでございます。平成27年度からは、そういった事業は廃止されまして、通常の2割に戻るということでございます。

その辺の関係もございまして、老人世帯のこの創設以来からいろいろ変わっている状況の中で、この制度につきましても、現在の状況に見合った状況になったというように考えております。

そのあたりで、町のほうの単独的なものを今現在、担当者としては考えにくいというようなことでございますので、また、オール京都で実施している事業でもございますので、そういったところも加味しながら、今後も検討して、実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） それでは、3番目に水道事業について、質問します。水道使用料の基本料金の引き下げについて、伺います。本町の水道基本料金は、府下の中でも上位から2番目に高い水道料金であります。25年度にも一度質問したことがあります。伺うものであります。

本町の基本料金１０トンがメーター使用料込みで２，７５４円であります。そして、１０トン未満の使用世帯が、さっきちょっと計算したんでありますが、４０％ありました。このまま高齢化率が上がると、もっとその１０トン未満の率が上がることが予想されます。

昨日の質問でも少子化問題が議論になっておりましたが、やはり、若い人が戻ってきて子どもが生まれる、人が減らなくなる、このことが活性化だと、この間の講演会でも話をされておりましてけれども、住みやすい・暮らしやすいまちづくりを進め、人を増やすことが大事なのではありませんか。

水道事業は安全で安い水を提供するということになっております。かつて、Ｕターンの人が余り高いのにびっくりしたということでありました。また、Ｉターンの人も空気がよいと思ったけれども、水道料金の高さに後で気がついたなどといった声も聞きました。

２７年度予算には、人口減少対策の５カ年計画や、第２次京丹波町総合計画を策定すると述べてられております。給水面の節水の面から、また、未来のまちづくりの面からこうしたことも検討すべきと考えますが、見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の水道料金は、旧町からそのままの料金体系を引き継いでいましたが、公共料金等審議会の答申を受けまして、町内における同じサービスの対価として、受益と負担の公平性と町の一体性の観点から２年の経過措置を設け、現行の料金体系に統一させていただきました。

改定後、３年が経過しますが、基本料金及び基本水量について、当面の間、見直しすることとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○１１番（東まさ子君） 考えていないということで前の答弁と一緒にありましたけれども、今、医療も介護などほんとに負担がふえて大変な中であります。支出を抑えるために、たくさん節水努力をされている方がおられます。若い世帯の出た世帯でも、ほんとに水を節約して、生活をしているという状況もあります。

お隣の南丹市の水道料金でありますけれども、基本料金が１０トンが１，３００円であります。本町の半額であります。本町の水道会計は、前回のときも言わせていただきましたけれども、２，０００万円ほどの黒字となっていると思っております。

基本料金を南丹市並みに１，３００円にして換算をいたしますと、３，０００万円ぐらいは、一般会計から繰り入れなければならないということがありますけれども、そういう本町

へ来てもらうためにも、南丹市どまりではなく、本町へ来てもらうためにも、やはりこういうことも頭の中に入れておいていただいて、検討をしていただくことが大事なのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一切減免措置等がないということになったら大変な問題だというふうに、まず、1点、認識しています。あるいは、多く使ったら高くなる、累進的に高くなる、節水してもらった方が安く上がるというそういうような理念のもとに料金設定をしていますので、ご指摘していただいているとおり、料金、高いのは高いですよ、それは、もう南丹市とまた、違い、よそのことはわかりませんが、そういうことでご理解いただいたらうれしいです。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、地方公営企業法を適用するということで水道会計の経費が増えるのではないかと危惧をいたします。

これまで、丹波、瑞穂、和知地区では、簡易水道整備事業に取り組んできました。28年度で事業が終了ということでございますが、会計の仕方もこれを機に公営企業の法適用をするということであります。特別会計のときはなかった減価償却費という経費が発生すると思いますが、使用料金への影響はないのか、伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 企業会計への移行、現在、単式簿記から複式簿記に変更となりますね。水道事業運営における経常的な経費に大きな変更はなく、直接経費増大につながるというふうにはなりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 負担にはならないということでありますので伺っておきます。

それと、今、さっきにも言いましたけれども、若い人たちの不安定雇用、あるいは、また、年金の減少でお年寄りも困っております。物価高などでほんとにみんな困っているわけでありましてけれども、水道料金の減免制度がありますが、75歳以上でひとり暮らしで住民で非課税という限られたほんのに対象となっておりますが、これをその高齢者でありますとか、障害者の方でありますとか、低所得世帯、あるいは、前も言っておりましたけれども、小さい公民館をね、その維持をしているそういう集落もあるわけでありまして、そうしたところ、使っていないのに毎月6,000円近くも要するというので声もありますが、そういうところ

るへの減免の拡充というのは考えられないのか、お伺いしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） あらゆる社会的弱者に対しまして減免拡大を行うことは理想ではありますが、水道事業の将来にわたって、安定した事業経営を行うことも料金設定には不可欠な要素であります。

今のところ、減免の拡充までは想定しておりません。町民皆さんに支えていただいている水道事業であり、一定のご負担についてご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） やはり、そやけど生活実態がね、アベノミクスの関係とか、いろいろ社会保障の影響で生活自体が追い込まれているのであり、支えられているということよりも、こっちがやはり、同じ目線に立って生活を支援するということが大切なんではないですか。

そういう意味で国のほうもいろいろと補正を組んで、低所得者を支援するというふうにもなっておりますので、やはり、考え直していただくべきではないかというふうに思いますが、全く考えがないということですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 3年間かかって現状の料金体制に移行したということで、3年たつてすぐに次の措置を考える、そういうことがちょっとあり得ないなということです。

確かに新規の方は多少負担になるかもわからんけれど、お父さん、お母さんか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんのところに帰ってきてくれはったら、水道使っても安くなるように、何回も申しますけれど、そういうことはきちんとさせてもらってるんで、ほんとにIターンとか言われる、新規に来てもらう人にはちょっと負担になるかと思うんですけど、ご理解をぜひいただきたい。

現時点で料金改定を考えていないというふうに理解してもらったら結構です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） この減免制度は、制度が、料金が変わってから3年ということになってるかもわかりませんが、やはり、影響が大変だということで減免制度がつくられたわけでありまして、それは、前向きに取り組んでいただくようお願いをして、指摘をしておきます。

4番目に、第三セクターについて、質問をいたします。

経営健全化に関する指針が、平成26年8月5日に出ました。国の指針に基づき、本町の第三セクターに関する運営方針を整備しておくべきではないかと思いますが、見解を。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本来、町長答弁すべきところですけど、副町長が経営最高責任者になってもらってるんで、丹波マーケス、丹波地域開発のことについては、ちょっと答弁してもらうようにしますんで、ご了解ください。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） この国の指針に基づいて運営方針、第三セクターに関する運営方針、統一的に整備すべきでないかというお尋ねなんですけれども、この取り扱いにつきましては、総務省の第三セクターなどの経営健全化等に関する指針というのが出ておりますね、それに基づいて進めてまいりたいと思っております。その枠からはみ出ないということです。本町独自の運営方針を整備するということは、現在のところ、考えていないということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、副町長のその国の指針にのっとってやっていくということでありますので、それやったら、きちんとこれは真庭市の指針ですけども、こういうものをつくって、やはり、いろいろと9月、12月にはいろいろなご意見もあった、みんなね、意見もあったわけでありますから、町民的にも、それから、会社をテナントの方なんかにもやっぱり、みんなに了解をしていただくという意味でもやはり、つくるべきではないかなと。副町長に言うのはおかしいんですけども、その町長ですけど、町長、そういうふうにするべきではないですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 指針が出てるんなら、もうそのとおりするのが正しいことです。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そしたら、指針に基づいて責任の範囲でありますとか、株主の出資者の責任の範囲でありますとか、重要なことがありますので、きちんと整備をしていただくようお願いをいたします。

それから、地方自治法において資本金が2分の1以上出資している法人等は、毎事業年度ごとにその経営状況を議会に報告することが決められておりますけれども、丹波地域開発株式会社においては、それ以下であります、それもきちっと報告をしていただくことにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） おっしゃったとおり、2分の1以上ということの取り決めがありますので、義務としての議会への報告は、その基準は一定守りつつも、この間、大きな議論呼んだところでございますので、その基準ということではなしに、一定の報告はさせていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、丹波マーケス、丹波地域開発株式会社について、今後の運営とあり方について、伺います。

公的資金支援にかかわる丹波地域開発株式会社からの経営支援にかかわる要請文に経営改善計画が添付をされております。この内容を踏まえて、公的資金が投入が決まったわけでありますので、この経営改善に基づいて、今後、運営をされていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

また、経営改善計画ね、一緒に要請文と一緒に出された経営改善計画というのは、副町長が取締役でありますので、了承されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 丹波マーケス、丹波地域開発の今後の経営のあり方でございますが、ほんとに議会のほうから税の投入についてお認めいただいて、そして、また、経営陣の刷新を行いました。そして、2月10日でございますけれども、第1回の取締役会を開き、今後の経営方針等について議論をいただいたところでございます。

また、テナント会の皆様方とも今後のあり方について議論をし、一緒になってこれから将来への展望を切り開いていこうじゃないですかという議論をしたところでございます。

今後につきましては、ほんとに町内で一番大きなぎわいの場でございますし、住民にとっては、なくてはならない施設になっております。この火を絶対消さないという点では、消してはならないという点では、皆さん、ほんとに一致いたしておりまして、一層にぎわいをもたらすようにするにはどうしたらいいかということでですね、住民に密着した戦略をこれから立てていかなくてはならないということで、超密着型の商業施設というようなタイトルでもって、皆様方にご提案をし、皆様方のこの賛同を得たというところでございまして、また、テナント会とも、人たちとも、両輪のごとくに力を合わせて、これまで以上の地域の方々にご利用いただける施設にして、そして、経営努力をして行っていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○ 1 1 番（東まさ子君） 次に、丹波地域開発株式会社に対する土地貸し付けについて、伺います。

町と会社の土地の売買契約が 1 2 月議会に成立いたしましたことから、1 月 5 日、貸し付け契約にかかわる覚書を締結されたということを資料を拝見いたしました。

この貸し付けが発生したわけでありますけれども、専門家の意見も聞いて、利率も決めたというふうに、だと思いますが、少し詳しく状況をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 詳細について、商工観光課長から答弁をいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、貸し付けを町の立場から申しますと、貸付料というのが発生をいたします。したがいまして、この分については、不動産鑑定士をお願いをいたしまして、いわゆるどれぐらいの利率でお貸しをしたらいいかを調査をお願いしたところがあります。

したがいまして、町からの公的資金を投入しましたのが、2 億 8, 7 0 0 万円でございますので、その 2 % という鑑定の結果が出ましたので、その 2 % でもって、町から言いますとお貸しをするということで会社のほうにお願いをしたところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○ 1 1 番（東まさ子君） まあ、ということです。

それを単価を計算いたしますと、1 平米当たり 3 9 4 円ぐらいになります。

それと、従前の土地の貸し付けですね、丹波地域開発が貸しておられる貸し付けがありますが、それとの整合性というのは、どういうふうに考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） ほかにですね、サンダイコーさん、それから、個人の方からも会社としては駐車場等でお借りをされております。この部分については、個人的な資産の関係の運用ということもありますので、金額等については申し上げることはできませんけれども、会社が当初発足して、マーケスが誕生したときからの経過のもとに今日まで個々の契約に基づいて借りておられるものでございます。

したがいまして、町の貸し付けの分については、一定の公的な要素の高い鑑定士でもって見ていただいた 2 % の額でお貸しをするということで決定をさせていただいたところであります。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そしたら、町長の立場でお聞きしますけれども、サンダイコーさんの土地につきましては、単価が1,967円ということであります。今回、町がお貸しするのが394円ありますが、かなりの単価が違うということではありますが、町長はどういうふうに考えられますか。同じ土地を貸す立場であります。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしても、丹波地域開発のことについては、新しい経営陣をみんな、経営刷新をしたほうがいいというご意見のもとに新しい経営陣が誕生して、もう発足しているわけですから、私からある会社のことについて、とやかくは意見は言いません。何か相談を受けたら、そら、一応自分の見解は示したいとそんな思いで今、おります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） さきに町の土地を会社に貸し付けされて、契約を覚書をされているわけですね。町長としたら、同じ立場でそういうふうにはやってもらわなくては、求めてもらわなくては、会社のほうにいかんのと違いますか。そういう姿勢、同じ姿勢でしてもらように要請、関与するべきではないですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大株主としては、関与もくそもない、大株主としての意見はありますので、それは、株主総会で発言せんなんときはするということだというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 同じ会社の貸し付けしている条件が違うというのも自治体のあり方としては、公平に見た場合、おかしいのではないかなというふうに言っておきます。

それから、5番目に地域を「活性化」「豊か」にするための施策について、質問をいたします。

安倍政権は、疲弊する地方自治体に対応するとして、地方創成を掲げていますが、地方はなぜ疲弊したのでしょうか。また、安倍首相は、地方創成のために人口減少の克服、東京一極集中の是正をと言っておりますが、なぜ、こうした事態になったのかが重要であります。

一つは、地方の中心的産業であります雇用であります農業や林業を輸入自由化で潰してしまったことあります。

二つは、平成の大合併で、地方自治体はほぼ半減し、面積は増える一方、地方交付税は削減されるということで、地方の疲弊を加速させたことなどあります。

三つ目は、派遣労働など不安定雇用の拡大が消費を冷え込ませ、地方経済を痛めていることが原因になっております。

このように歴代の自民党政権の地域経済を切り捨てる政策が、地方の衰退に拍車をかけてきたと考えます。

町長の認識をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 少子高齢化など人口減少に関する施策の推進に関しましては、これまで国や地方自治体がそれぞれ試行錯誤しながら推進してきた経過を踏まえると、議論は尽くされてきたものと考えております。

今回の、まち、ひと、しごと創成法におきましては、国と地方それぞれの役割の中で、いかに戦略を実行していくかが重要視されているものであります。この機会をとらえ、私は、私が常々思い出しております町民の皆さんの普段の生活を支援する施策を本町自らの考えで実施できるものと考えております。

今、東議員がおっしゃったことも一つの事実かという認識ではおります。そのほかもいっぱいあるんだろうなというふうに、今日の地方の疲弊を見るとき、私もずっと子どもが生まれたときから地方で生活してきましたので、おっしゃっている意味も理解もできます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） いろいろと国が地方創成と言っておりますけれども、本町としても、土地開発公社の土地の買い戻しなど、ほんとに過去の失政というのをそういうのを総括、検証して、今後のその地域の活性化に取り組むべきであると思っております。

農林水産業や医療や介護をほんとに潰してしまうということではなしに、生活を大切にするそういう地域を築く取り組みに力を入れていただきたいというふうに思います。

次に、施政方針についてであります。

政府は、緊急経済対策として、2014年度補正予算に地域住民生活等緊急支援のための交付金を計上いたしました。それを使って、本町はプレミアム券を、商品券を発行するという事で、事業費的には1億3,000万円でプレミアムを3,000万円ということですが、これは、消費購買力が落ちている中で、消費喚起をするということだと思いますけれども、一方、低所得者の立場に立ったそういう交付金でもありますので、そういうところが欠けているのではないかと思います。どうですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国の推進事業でありますプレミアム商品券発行事業を中心に、経済波及効果の高い事業に充当を考えております。このことは、収入の少ない人にも非常にプラスになるというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 3,000万円のプレミアムがつくということですが、そやけども、今、1万円出して買えないというそういう世帯もあるわけでありまして、そういう余裕がない世帯への配慮が欠けているのではないかと思います、その点については、どうでしょうか。もっといろいろ国の出しているメニューの中に、そういう低所得者向けのそういうメニューもあったと思いますが、その点について、お伺いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この地域消費喚起・生活支援型交付金でございますけれども、メニュー的にはいろいろと事例等も紹介をされているところでございますけれども、一般的に国のほうも推奨をされておりますこのプレミアム商品券の発行事業、こういったものを中心に、本町の場合、選択をさせていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） また、これについては、後ほど審議をいたします。

次に、河川整備について、質問をいたします。

施政方針では、須知川の改修が必要な箇所について、関係者と連携し、早期の事業化を要望するとしております。須知川は、豪雨や台風のたびに床上や床下浸水、護岸の崩壊や土砂流入による農地の被害など、本当に大きな被害が起きております。現状のままだでは、豪雨のたびに浸水が心配で眠れない、農業もできないというふうなことで安心することができません。

今回、改修をするということで早期の改修を目指すということですが、基本的にはどういうふうな方法で進めていこうとされているのかをお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知川の改修につきましては、国道9号須知川橋下流730メートルと竹野地区の2.4キロメートルが整備されているわけですが、近年、多発します集中豪雨等により、沿線の家屋、あるいは、田畑への被害が毎年のように発生しているということです。このような中、一昨年に発生しました台風18号災害を受け、須知区や水戸区より河川改修についての要望をいただきましたので、昨年4月に南丹土木事務所に対し、河川改修に

ついて要望を行いました。南丹土木事務所におきましては、沿線の被害状況から須知川の河川改修の必要性を理解されまして、地元の方々のご理解と協力をいただければ、前向きに取り組みたいとの回答をいただいております。

本町といたしましても、沿線住民の皆さんが安心して生活していただくために、引き続き、早期の事業化に向けて京都府、あるいは、地元区とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 常襲箇所では、護岸の基礎があらわれて、また、新たに崩れそうになっているところもあります。

困っているところの対策を町として把握して、府に要望して、できるところから進めるとそういうことでよいのか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そら、困ってはるところからやるというのが大事やと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 以上で終わります。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩に入りますが、1時までといたします。非常に本日は議案が多いということでございますので、1時でご勘弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、山田均君の発言を許可します。

○14番（山田均君） 日本共産党の山田均です。平成27年第1回京丹波町定例議会における私の一般質問を行います。

昨日は11日、東日本大震災から4年目を迎えました。テレビでは、被災地の状況をはじめ、仮設暮らしで体調を崩す人や精神的に不安定な子どもたちの状況、いまだに放射能を毎日測りながらの生活、帰還したのは高齢者ばかりの地域の実態なども放送しました。

一旦、放射能に汚染された地域の状況は、戻りたくても戻れない状況が浮き彫りになっています。しかも福島第一原発の汚染水漏れは、依然深刻です。高濃度の汚染水漏れが頻繁に起きています。それでも政府は事故終息宣言を撤回していません。こういう状況の中でも、

原発の再稼働の動きが進んでいることに、政治が国民の願いとは大きくかけ離れている状況に怒りが込み上げてきます。特に、原発の事故現場では、まだ、立ち入れない箇所もあり、原因究明もできない状況にあります。しかも、汚染水が毎日増えている状況は、何も変わっていないのです。

安倍政権は、原発事故を受けて、参議院選挙での公約で自民党が約束した原因究明も反故にして、原発の新たな安全神話で原発を海外へ輸出するために外国訪問、国内では再稼働に前のめりで推進しようとしています。さらに、武器輸出三原則、集団的自衛権の行使、教育委員会改革など次々と憲法のなし崩し的手法で国民を巻き込もうとしているのです。

こうした動きにきっぱり反対すること、憲法を暮らしに生かす取り組みこそが、住民の暮らしや営業を守る自治体の役割を果たせる、こう考えます。

こうした立場から、次の点について、お尋ねをいたします。

第1点目に憲法9条を守る決意について、お尋ねをいたします。

今年は、戦後70年の節目の年ですが、憲法改定を狙う安倍内閣のもとで、海外で戦争する国づくりを許すのかがかかった年になると思います。安倍政権は、昨年7月に海外で戦争する国づくりを目指して集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行し、安全保障法成案を一斉地方選挙後に国会に提出しようとしています。また、村山談話や河野談話の見直しを求めるなど、歴史を偽造する動きも強まっています。町民を代表する町長として、戦後70年に当たり植民地支配と侵略戦争によって310万人の日本人、2,000万人を超えるアジアの人々を犠牲にしたことへの反省の上に立ってつくられた憲法9条を守り抜く決意を新たにすべきと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

昨年の議会で私は、安倍政権が何が秘密か、秘密と説明する秘密保護法、平和国家としての立場から国際紛争等を助長することを回避するため、全ての武器輸出を禁止している武器輸出三原則を放棄して、紛争国へも武器の提供を可能にする武器輸出三原則の閣議決定、教育委員会制度の根幹を改変し、政治権力による教育支配に拡大しようとしていることを指摘してきましたが、戦後守られてきた一線を越え、まっしぐらに戦争のできる国に仕立てようとしています。この危険な動きにしっかり声を上げるべきと考えますが、あわせて町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、国では憲法9条の改正論議がされております。国の安全保障や防衛は、基本的には国の専権事項であって、国政の場においてしっかりと議論を尽くされるべきだと考えておりますが、さて世界平和の実現は人類共通の永遠の願いであります。非核

平和自治体宣言の町として核のない真の恒久平和の実現を強く訴え、本町におきましても平和行政を今後も推進してまいりたいと考えております。

私は、はっきり言うておきますけれど、別に新たにするんでも何でもない、守ることは当然だというふうに国民として憲法を守るのは当然ですから、そういうことだけははっきり言うときます。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 国民はもちろんですけども、行政府に関係する者は憲法を守るというのはこれはもう前提でございますので、改めて、国民はもちろんですけども、町長としてもですね、そういう立場に立つべきだということは当然だということを言われたとおりだと思います。今、海外で戦争する国づくりに与党協議はどんどんそういう方向に進んでおるわけでございますけども、町長としてもやっぱりそういうことに対してですね、声を上げるときだと思いますが、町長のお考えあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 70年ということで改めてとおっしゃっているのなら改めてでもいいんですけど、常々、国政の場に行って発言しているわけじゃないんで、親しく町民の皆さんに今こそ平和をしっかりと考えて、自分で考えてですね、そして行動とかしてもらいたいと、そういうような話を常にしていますので、そのように理解していただいたら結構です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） ぜひ憲法9条、二度と戦争をしないという決意を込められておりますので、そういう立場ですね、町長としての発言や行動もしていただいたり、また、町民にも大いに訴えていただくという点も合わせて申し上げておきたいというように思います。

次、2点目に原発再稼働について質問いたします。

原発の再稼働に突き進む安倍内閣のもと、原子力規制委員会は、高浜原発の3号機、4号機の新基準に基づく審査に合格を与えました。京都府の山田知事は、立地県並みの安全協定が結ばれなければ再稼働は認められない、こう言うておりましたが、福井県から反発を受け、立地県に準じたとトーンダウンいたしました。そういう中で2月27日に安全協定を京都府と関西電力とで結びました。しかし、この協定には、再稼働に対する地元同意権がなく、運転再開についての説明義務は、事故で原子炉を停止した場合に限られ、今回の高浜原発3、4号機などは対象になっていません。そもそも原子力規制委員会の新規制基準そのものが福島原発事故の教訓を踏まえたものになっておらず、避難計画も審査基準に入っていないなど

ずさんなものです。原子力規制委員会の田中委員長自身が、安全審査ではなく基準の適合審査であり過酷事故は起こり得る、安全とは申しませんと言っております。したがって安全協定のいかんにかかわらず認めるべきではありません。

東日本大震災と福島第一原発事故から4年になりました。いまだに放射能汚染水問題は解決せず、除染も進んでいないもとで、福島県では今も12万人の人が全体では22万9,000人の人が避難されておりますし、ふるさとに帰ることができず、避難の生活を続けておられます。高浜原発から30キロ圏内に京丹波町も一部でありますが入ります。3,000人余りが居住しております。福島原発事故で30キロ圏外でも放射能が高い地域もあり、避難に追い込まれました。事故後に発表された滋賀県のシミュレーションでは、放射性ヨウ素が拡散する予測は約40キロ離れた地域でも屋内退避の対象になることを発表しました。また、川の流れに沿って吹く風に乗って広がっていくことも明らかになっています。

京丹波町は、高浜原発から50キロ圏内に全ての地域が入ることからも全町民の避難計画が必要です。また、原発を動かさなくても使用済み核燃料がある以上、万が一事故が起こった場合の避難計画も必要です。現実的で実効ある避難計画が確立できていないもとの再稼働を認めるべきではありません。町長の見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原発再稼働につきましては、基本的にできるだけ原子力に頼らない電力供給が望ましいと考えております。原子力規制委員会の田中委員長が発言されているとおり、原子力に対する完全なる安全の担保は厳しいと言わざるを得ず、UPZ圏内の地域を有する本町としては、住民の安全確保が最優先であります。そうしたことで去る2月27日に京都府と関西電力株式会社との間に、高浜発電所に係る京都府域の安全確保に関する協定書、これ今、立地県に準じてとか立地の基礎自治体ですね、高浜町等の協定に準じてになりました。そやけど私自身は、一歩前進だというふうに評価しております。あわせまして本町含むいわゆるUPZ圏内7市町と京都府との間で高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書が交わされました。その確認書中に設置が規定されている地域協議会の場において、近隣市町との情報共有を図る中で、住民への国・事業者からの説明等について協議・検討してまいりたいと考えております。そういうことで京丹波町が反対しても、国と地元の高浜と福井県が認めはったら稼働するんで、そのようなこともしっかり理解しといてもらったほうがいいと思います。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 町長、この間一貫して原子力発電に対する電力供給は完全なる安全の

担保を厳しく認めがたいとして、国と事業者が地域住民にしっかりと説明責任がされて理解を求めていただきたいと申し上げてきたというように施政方針の中でも言われておるわけですが、一町が反対してもと言われますが、2月28日の京都新聞の社説では、原発安全協定についてトラブルが発生時の連絡などに限られた従来の協定から一歩前進に見えるが、立地する福井県のように再稼働などで自治体の了解を必要とする同意権がないのは疑問だ。確認しておきたいのは、新協定が再稼働を認めるかどうかの前提にならないことだ。また、各地の避難対策はいまだに十分整っていない、こう指摘をしております。さらに、再稼働で適用されるのは、安全確保に著しい影響を及ぼすおそれがある事故の場合で、新規制基準で現在進む3、4号機は対象外ですと。該当ケースでも実効性には疑問符がつくと、このように指摘されておるわけです。

今回の安全協定には3、4号機の再稼働の同意権がないということですし、そういう点から言うと、この原発再稼働に対する安全の担保になってないということは明らかだと思えますね。テレビでもそういう協定の場合、協議の場合が報道されておりました。京丹波でも当然そこに出席されておったと思えますけれども、この点については、当然7市町村がそこにおるわけですし、京都府に対してもしっかりとこのことを言うということが大事だと思うんですけども、そういうことはされたのかどうかということと、この時期にこういう協定を結んだということは、再稼働に同意したと、このように見られるということも指摘されておるわけですが、その点あわせて町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず確認書を交わしました。その確認書中に設置が規定されている地域協議会の場合においてですね、近隣市町との情報共有を図る中で住民への国あるいは事業者からの説明等について協議・検討してまいりたいと考えているということです。いろいろおっしゃってることも、そういう見方もあることも別に否定はしませんけれど、これ以上の文書による協定ということがなかなか難しかったんじゃないかというふうに私は考えて、この協定あるいは確認書、文書公開については評価しているということだけは申し上げておきます。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 京都新聞の社説とあわせて解説が載っておりまして、そこでは、同じような協議会が滋賀県にあると、しかし、全市町村がそこに加わっておるけども、福島県に隣接する高島市だけが質問が目立つと、議論の場を求めるなら専門職員の育成など自治体の努力も必要だということも指摘されとるんですけども、本当に専門的な知識も必要だとは思

うんですね、そういう場で発言する場合には。そういう面から言うと、そういうことについての町長の考え方はどうなのかということ、地域協議会でどういう発言するかということも大事になってきますし、また、この間テレビで報道されたところを見ておきますと、南丹市の市長はテレビに映っておりましたけれども、京丹波町はなかなか寺尾町長の姿が見えなかったんですけども、そういうところには出席されていなかったのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実を言うに行けてないんです。今度は一つ犠牲にして行かんなんと思っとるんですけども、別に何かあって行かなんだということできなし、本当に公用があって行けなかったということです。そやから言うて原発再稼働がもろ手を挙げて賛成とか、そういうことではなしに、とにかく反対やということは一番最初に言うてますんで、山田知事だって一生懸命反対してはったけれど、立地県に準じたということできしか文書交換ができなかったということなんでね、そういうことを全て、一生懸命頑張ってることを否定してしまうと、それこそ何もしないで事業者・政府で再稼働進んだと思うんですね。結構その点では意見を事業者に対して、事業者と協定結んでるんで事業者にも厳しく意見が述べられているというふうに思っております。何回聞かれても、この協定あるいは確認書については、私は評価しているということです。2回行けてません。今度は行くことにしております。

京丹波町で専門職まで養成せんでもですね、こんなもう平と言うてわかり切ってるわけですから、嫌なことは嫌やということを私は言うタイプですから、嫌なことまで好きですなんて言いません。再稼働は、京丹波町にとって好ましいことではないということは最初から言うてるんで、ただ、この協定とか確認書が疑問があるとか準じているということという評価については、いやそんなことないですよ、努力してますよと、先ほどちょっと専門家についてはそうだし、私行けてないんですけど、副町長ちゃんと映ってましたんで、そのように町民の皆さんには理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） この原発再稼働の問題含めて国の責任が大きいわけですから、規制委員会も含めてですね、基準をつくったというだけで安全は担保できないということも言うておるわけでありますから、そういう点はしっかり国に対して、そういう事故の場合の避難の計画や取り組みについても、国の責任においてしっかり責任を持つと、こういうことを市町村としても、町長としても声を上げていくと、この点についてもう一度、上げるべきだというふうに思いますので、町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことは安全協定結ばれるまでに上げてますやん。上げとっても当てにならんさかい一生懸命町でやってるだけで、上げてますよ、それは。確認でも確認してるし、国、別に京都府だけやなしに全国、国が責任持つべきやと上げてるわけです。それでも事業者と国で、田中規制委員会委員長が安全やとは言い切れへん言うても稼働しはるぐらいですから、そういうふうに理解してもらったらいいいと思います。逃げるが勝ちや言うて、こういう表現は不謹慎かもわからんけれど、私は京都府は気張ってくれてはるけど、国が必ずしも避難訓練等に積極的でなかったても、京丹波町はやっぱり避難訓練、それこそ梅原団長座ってはるけどね、一緒になって気張ってやらしてもろとんですよ。そういう趣旨です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） そういうこと否定はしておるわけではありませんでね、それはそれで評価しながらも、やっぱり住民の安全・安心を守るという立場から。それから山田知事は、全国知事会の代表でもありますのでね、大きな役割、発言力を持っておられるわけですから、やっぱり国に対してもっと迫っていくということが求められてるということもあわせて申し上げておきたいというように思います。

次に3点目は、CATVの運営についてお尋ねしたいと思います。

CATVは、旧瑞穂町では平成16年4月から開局されてテレビ放送と電話が設置されて利用されてきました。平成17年の3町合併後は情報の格差解消のためとして全町に広げる事業が取り組みられ、平成23年から全町で放送されてきております。

京丹波町では、地上デジタル放送をアナログ放送に変換して、テレビの購入、変換器をつけなくてもテレビが見られる、そういう取り組みをしてきました。その期限の27年3月末を控えて、2月に京丹波町ケーブルテレビからのお知らせというのが各家庭に送付されました。その案内チラシには、デジアナ変換サービスが終了します。ケーブルテレビ放送でBS、衛星放送は視聴できなくなります。ご注意くださいという内容であります。

京丹波町では、光ファイバーが各家庭に取り込まれているのが丹波・和知地域、瑞穂地域は同軸ケーブルとなっていることから、瑞穂地域から情報の格差ができると、こういう声も出されておるわけですが、これまで見られていたBS放送は、まずどうなるのか伺っておきたいと思います。

また、光ファイバーと同軸ケーブルによって情報の格差は生じないのか、情報の格差は生じないとして全町に普及したケーブルテレビと同じ条件にする必要はないのか、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 3月31日正午のケーブルテレビのデジアナ変換サービス終了に伴いまして、特に衛星放送の再送信サービスが大きく変わります。合併前からケーブルテレビが整備されておりました瑞穂地区では、伝送路環境が異なり、周波数帯が限られていることから、高い周波数となるBSデジタル放送をそのままケーブルテレビ伝送路に乗せて送ることができません。さらに、NHKの衛星放送につきましては、一斉に送信すると、加入者の見る見ないの意思に関係なく、NHK衛星放送受信料の支払い義務が発生することとなるために、全町的に送信しないこととして統一しておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） BS放送の送信の問題は、今回答いただいたんですけども、こういうことによって、光ケーブルと同軸ケーブルということで情報の格差というのは起きないのかどうかお尋ねしたんですけども、その点もう一度伺っておきたい。

聞きますと、引込線までは全町光ファイバーということで、各家庭に入っておる部分が同軸というように聞いておるんですけども、ご承知のように南丹市では全町にケーブルテレビが普及することと合わせて、この光ファイバーも全部切りかえられたというように聞いておるわけでございますけども、京丹波町が例えばこれを実施するとすれば、どれだけの費用が必要なのかあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） すみません。担当課からちょっと答弁させます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） このケーブルテレビにつきましては、当時、旧瑞穂町の時代のケーブルテレビにつきましては、平成13年から3カ年かけて整備いたしたところでございまして、今から11年ほど前になりますが、その時代には、光ファイバーを幹線ケーブル、それからそこから各家庭までは同軸ケーブルということで、併用型のケーブル転送方式というのが始まった頃であったと思っております。その以前につきましては、周波数帯域もさらに低い帯域で送られていたと、それが当時の共聴施設であったというふうに思っております。それをデジタル化に伴いまして町が整備していったと、デジタル化対応ということで整備をしていったということでございます。

衛星放送と続いて、地上放送もデジタル化が進んできたわけなんですけども、地上放送のデジタル化につきましては、平成15年12月に開始されております。瑞穂ケーブルテレビ

が開局したのが平成１６年でありますので、まさにこの地上放送のデジタル化に対応するというところで始まったということになります。

一方で、地上アナログ放送につきましては、平成２３年７月２４日に終了したわけですが、その後激変緩和対策として、この３月３１日までケーブルテレビ局がデジタル波をアナログ波に変換して再送信するということが認められてきましたけれども、今回全国一斉に３月３１日をもって終了させなければならなくなりました。

そういった中で、このケーブルテレビの整備の経過といたしましては、目的の１つにテレビ放送のデジタル化による難視聴対策がありました。これは当時、テレビ共聴組合や共同受信組合といった組織が集落ですとか地域によって運営されておりました、テレビ放送を視聴されていたわけなんですけども、先ほど申し上げましたように、テレビ放送のデジタル化に伴いまして、以前使っておられたその受信施設が帯域が３５０メガヘルツだったと思うんですが、それまでであって、地上放送のデジタル化には対応できないということで、その共聴施設では見られなくなる。もちろん家の屋根に地上放送の受信アンテナを揚げても見ることはできないという、そういう中で難視聴対策を町の施策として進められてきたものであります。そうした中で、町民の皆さんのテレビによる娯楽・教養の確保のために最低限地上放送の視聴を保障したものであります。情報格差の是正という問題もありましたけども、個々の住宅にＢＳアンテナを揚げると見ることができる衛星放送ですし、その辺の違いがあって町の施策として整備するのは、地上放送のデジタル化対策が主眼に置かれたというふうに思っております。

先ほども申しましたように、町長からもありましたように、その帯域の違いによって現在の衛星デジタル放送は１０００メガヘルツレベルで送信されておりますので、物理的に衛星放送が送信できなくなるという現実がありますので、ご理解いただきたいと思ひますし、この対応につきましては、瑞穂地区のケーブルを全て光ファイバーに改修するということになりますと、一定の費用、机上での概算で私が把握しておりますのは７億から８億円くらいは当然かかってくるのではないかなというふうに思っております。この対応につきましては、長期的な検討、対策を要するということでご理解いただきたいというふうに思ひます。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○１４番（山田均君） 改修設置した時期が違い、そういう光ファイバーと同軸ケーブルの違いということあるわけですが、もちろんテレビの難視聴解消というのはありましたけども、一番前面に出されたのは情報の格差をなくすんだということを非常に当時言われ

て進められてきた経過もあるわけでございますけども、今、例えば光ファイバーに旧瑞穂全部やるとすれば、机上であるけども7、8億円かかるということでございましたけども、全町的にこのBS放送で違いがあるというのは4月からはっきり差が出るわけでございます。これは、結果としては情報の格差が出てくるということでありますので、そういう点では、今、長期的な視点、考え方でというのがあったわけでございますけども、やはり町民の皆さん、特に瑞穂の地域の皆さんには、そういった状況を、ただこういったチラシを全戸に配布するということではなしに、やはり区長会とか、そういう関係の皆さんにも十分説明して、理解して、それぞれの住民の皆さんにもこうなんですよということができるように私はすべきではないかと、このチラシをもらってですね、どうなんやろということで、アンテナをほんならせんなんのかということで業者の方に申し込みをされとる方もあるようでございますけども、丹波や和知地域ではBSが見られるらしいでと、こういうことも広がっておるわけでございますので、こういう不安もありますし、そういう差がなぜできるのだということもあるわけでございますので、やはりそういったきちとした説明をしていくということが私はまず大事だと思いますし、そういうことがこれまでされていなくて、文書だけが送られたということでございますので、その辺については私はきちとすべきだというふうに思いますけども、その辺についての考え方、町長に伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） せっかくケーブルテレビあるんやさかい、しっかりケーブルテレビでお知らせしたほうがよいで、紙だけやなしに。

以上が答弁でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） ちょうど今3月でね、4月にまた新しい区長さんが替わられて、区長会もしますんで、そういう場も通じてでもしっかりご説明していただくと、やりとりもちゃんとして説明するということをね、一方通行じゃなしに、それが町長言われる愛のあるまちづくりでもありますし、やっぱり双方向型が大事やと思いますので、あわせてその点も申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 区長会とかおっしゃったさかい、それを省いて言うただけでね、もちろん区長の皆さん通じて説明するという前提でございます。それ以外にも、せっかくケーブルテレビがあるので、気張ってお知らせしたほうがよいという趣旨で答弁させていただきました。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 次に施政方針についてお尋ねしていきたいと思います。

町長は、施政方針の中で活力あるまちづくりということでうたっておりまして、その中で町長は就任以来、有害鳥獣対策を最重要課題に位置づけて取り組んでいくということで、有害鳥獣の対策としては、金網フェンスだとか電気柵を設置して、侵入を防ぐための防御の方法と生息数を減らすための駆除、狩猟で捕獲するという2つが取り組まれておるわけでございます。この問題については、昨日からそれぞれの議員さんからもあったわけでございますけれども、確かに最近この町内を走ってみましても、金網フェンスの内側にさらに圃場ごとに漁網やとか電気柵で囲むなど二重三重の対策をとられるところが増えてきております。

昨日も言われました平成25年度に有害駆除をした頭数はシカで1,742頭、イノシシで717頭ということで、26年度は1,440頭という報告もされたわけでございますけれども、駆除の方からは、幾らとっても湧いてくるように思えるわということも聞きます。それぐらいシカについてはたくさんいるという状況です。

また、多くの集落から駆除の要請を受けているけれども、なかなか回り切れないと言われます。同じ駆除員の方でも、すぐにわなで捕獲される方があれば、なかなか捕獲できないという方もあります。駆除員を増やすということはもちろんですが、わなの設置の仕方、シカやイノシシの習性などの研修会なども実施して、駆除員のレベルアップを図るという必要があると思うんです。特にそういう中で高齢化が進むということで、有害駆除の対策は一層重要になっておるわけですが、今進めております金網フェンスの設置は、国の補助対象を受けるのには、被害の状況報告やとか調査というようなことを含めてハードルが非常に高くなっております。そのために町の補助事業を申請する集落も増えてきておるわけですが、直営方式でやるということになりますと、高齢化の進む集落では、設置作業の出役などが大きな負担となってきております。こうした状況を踏まえて、設置作業なども補助対象にして事業主体である農家組合とか区が業者などに委託やとか発注できるように、こういった軽減対策も講じるべきだというふうに考えるわけですが、その見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、農林漁業関係補助金による金網フェンス等設置への補助は、資材に対する補助となっております。国の事業を活用した施設の設置には、施工費についても補助が可能となりますが、実施要件等少しハードルが高いことから、どの農地でも実施できるものではございません。現状では、施工費を補助させていただくことが難しい状況から、今後研究してまいりたいということになります。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 獣害被害は待ってくれないんで、それぞれの地域や集落でも金網フェンス含めて取り組んでおられます。そういう面では、一定の上限をつくってでも設置に対する助成をして、今全体の6割ですので、国の場合はもっと補助率高いわけなんで、そういう点も一定の基準を考えれば、私はそう大きな負担をしなくても町の補助を考えていくべきだというふうに考えますので、ぜひこの点については27年度の研究課題として27年度には結論を出すというように検討すべきだと思いますので、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えしたとおり、今後研究してまいります。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 有害駆除による捕獲が25年度では、先ほども言いましたが年間1,742頭、イノシシで717頭ということで駆除しておるわけですが、駆除したシカ・イノシシは駆除員の責任で処分するということになっておるわけですが、ですから処分は自分の所有地とか、借りた土地でしなくてはなりません。最近では、駆除した獣害の処分の場所に困っているというように聞いております。私も、埋めたはずのシカ・イノシシの足が出ているところを見たこともありますけれども、そういうことをほかでも聞くわけがありません。地域によっては財産区などの協力を受けて処分地を確保しているという地域も出てきております。町が任命した駆除員が、駆除した獣害の処分のための処分場を町の責任でやっぱり確保すべきだと思いますが、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 捕獲後の処分については、有害鳥獣捕獲隊員の皆さんに苦慮をいただいているところであります。有害鳥獣捕獲活動は、町猟友会、各集落、行政の3者が一丸となって進める必要があります。現状は、主に個々で処分いただいておりますが、地元要望により設置いたしました町捕獲おりでの捕獲については、地元で埋設が行えるよう処分場所の確保をお願いしております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 町としてはどうなのかということをお尋ねしたので、全く考えないという答弁なのかどうか分かりませんが、福知山などでは北部地域で広域的に駆除した獣害の焼却場を設置するということも報道されております。そういう点から言うと南丹市などとも協力して焼却場などの設置、そういう取り組みもそういう時期に来ておるんじゃないかと思うんですけれども、シシ・シカ合わせますと2,000頭近い頭数の処分をどうするかと、個

人の責任だと言いますけれども、1人の駆除員の方が年間100頭近く駆除される方もあるわけですから、やはりそういう面では、そういう処分をどうするかということも町が考えていく責任が私はあると思うんですけれども、改めてその点を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今は個々にお願いしてるんですが、最終的には町が責任があるということは事実だと思っております。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 町が責任あるということでございますので、やっぱりもう一步踏み込んだ処分の方法も私は考えていかなければ責任を果たせていないというように思うわけでございます。

昨日の答弁で研修会の実施なども明らかにされたんですけれども、私も駆除員を増やすことはもちろんですけれども、駆除員の技術のレベルアップ、また駆除員としての責任、役割、こういうものを徹底するための研修を定期的に町の責任において実施すべきだと。そして研修を受けない方は駆除員に任命しないと、これぐらい徹底せんといろんな問題も聞くわけでございますので、そういう点はどうか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今まで猟友会でしてもらっているという言い方だったんですが、確かにこの研修はしっかりやってもらわんとだめだというふうに思ってます。あるいはお気づきや思いますけど、上手に捕らはる人はいっぱい捕ってはんねん。そういうことも含んで、ルール違反の出んようにということはまず1つですけど、上手に捕ってもらうという意味でも研修をしっかり、もし猟友会でできてない場合は、行政みずから乗り出さんなんぐらいの課題だという認識ではおります。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） なかなか猟友会ではそういった研修会がきちっとできていないというように聞いておりますので、そういう点では町が駆除員ということを任命するとすれば、しっかりやるべきやと思いますし、今もありましたように年間100頭超えるような駆除をする駆除員の方もいるわけですから、これはやはり猟友会の中でもいろいろな不団結が起きるわけです。そういうトラブル、私はよく耳にするんですけれども、町はそういうトラブルなども把握されておるのか、またその原因というのは何なのか調査されているのか、つかんでおられるのか、こうしたトラブルを防ぐ方法というのはやはり町が指導する体制、町の責任において任命するということが私は基本だと思うんですけれども、その点について伺って

おきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 不団結という言葉は当たりませんわ。気張ってルール違反ですね。そういう不行き届きな人、一般的な表現であって、その人を猟友会としてしっかりと指導して、現状が保ててるということで、それを行政だとは言っても町がその人に指導できるかというたらいささか疑問です。そういうことをご存じでご質問されてるんだと思いますが、何とか猟友会しっかりとそういう点ではある種権威を持って、みずからそういうことの批判を受けないようにあってほしいという思いでおります。そういうふうにお付き合いしているつもりです。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 町長に今どのような形で届いているかわかりませんが、猟友会の中での不団結を私は聞いておるわけですが、例えば今、駆除の問題がありますけれども、年間駆除頭数というのを決めるわけですが、猟友会の中で個人で捕る頭数を制限を設けると。例えばこのときは10頭ですよというようなこともされておるということも聞くんです。猟友会の中で何を目的にそういうことをされておるのかわかりませんが、公平に駆除するんだということかもしれませんけれども、本来の目的からすれば、頭数を減らしていくという駆除の考え方からすれば、上手に捕る人はたくさん捕るわけですが、もともと猟友会というのは猟をする人たちが集まった会なんです。そこにたまたま町が委託しておるだけなんで、本来は駆除というのは町がやるということなら、町が直接免許を持った方に駆除員として任命するというのは、本来あるべき姿だと私は思うんです。

そういうふうにしていくということは1つだということと、今いろいろ町も責任があるということも言われました。昨年の3月の議会で対策室を置くべきではないかということも言いました。今後検討するという答弁もありました。その辺の検討もあわせてされておるのかどうか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 町のほうといたしましては、有害鳥獣対策協議会を設置して現在計画頭数等を決めたり、町猟友会の方々との中で運営を行っておるところでございます。

先ほどございましたけれども、町長の答弁にもありましたように、猟友会と一体となって有害鳥獣につきましては、進めていかななくてはならないというように思っておるところでございます。今後とも研修会をまた担当課のほうからも提案し、また猟友会のほうからも提案もいただいておりますのでございまして、今後研修会を開催して、全ての有害の隊員の方に

受講いただいた後に有害鳥獣対策に取り組んでいただきたいというような形で、今後協議会で検討することとしております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 次に担い手対策についてお尋ねしておきたいと思います。

平成27年度の水稲の申込書と一緒に配布されました、平成27年度経営所得安定対策と米政策というのが配布されました。ゲタ・ナラシ対策、水田フル活用で農業経営の安定をいうことで対策が記述されておるわけでございますけれども、加入要件が変わりましたとして、対象となるのは認定農業者、集落営農、認定新規就農者であるということが要件となりますということになっております。このしおりを見た農家の方は、これでは高齢化で耕作できなくなった田んぼをこつこつと預かって耕してきたと。1ヘクタール余りの規模の農家はどうかすりゃいいんかと、やめるにやめられないという悲痛な声も寄せられてきております。

京丹波町の状況、1ヘクタール余りの規模の農家であれば、耕作面積が当然多い農家に入るわけです。圧倒的な農家はもっと規模の小さな農家が大半です。こうした農家への対策は町独自で取り組む方法しかないと思うんですけれども、対象とならない農家への対策について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国が実施します経営所得安定対策のうち、認定農業者や集落営農組織、認定就農者が対象となります収入減少影響緩和対策の見直しが平成27年度から実施されます。その内容は、今までの面積規模要件がなくなるものであります。

また、本対策への移行のための円滑化対策については、平成26年産限りの措置として実施されたところであります。このようなことから、本町においては、国の制度を活用できるよう集落営農組織や認定農業者、認定就農者の育成を行うとともに、それらに対する助成制度や中山間地域等直接支払制度あるいは多面的機能支払制度等を活用いただいて、個人農家の生産コストの削減に取り組めるよう、引き続き推進を図ってまいりたいということであります。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 国が進めます経営安定対策では、大規模農家、法人、集落営農組織、こういう要件をクリアしなければ農業者でないということになるわけなんです。国が実施する対策の対象外となるわけですから、今、米の直接支払交付金が29年度で廃止されます。荒廃地がこれによって一気に増加するんじゃないかと、こういう可能性も持ってるわけでございます。今この集落の農家組合のほとんどが区の行政運営とは別に独立した組織としてほ

とんどがやっておりますけれども、農家が高齢化するという一方で、またあわせて農家の減少ということで、行政の運営の中に一緒に担当者を置くというような見直しの集落も起こってきております。

こういう事態を考えますと、荒廃農地をつくらない、先ほどの町長の答弁にありましたけれども、農業で食べていければ後継者が生まれるということもございましたけれども、こういう集落を疲弊させない対策も本当に必要になっております。町はその人たちにどのような手だてを打っていくか。もちろん京力農場プランということもありましたけれども、ただ受け手を待つだけではなしに、決めた集落へ入って行ってそういう取り組みを促進するとか、そういう具体的なことも必要になってくるというふうに思うんですけれども、この点についてあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいま町長の答弁にもありましたように、国の施策が平成27年度から大きく見直しをされるところでございます。先ほども答弁の中にありましたように、収入減少影響緩和対策というところで、認定農業者また集落営農組織また新規就農者を認定就農者を対象とする部分でございます。その中で大きく要件が変わりましたのは、面積要件がなくなるというところでございます。

町といたしましては、先ほどもありますように、国の制度にうまく乗っていただけるような形で担い手が減少しておる、また集落の高齢化が進んでおる中で、集落営農組織の育成また育成を行ってきたものについては、農業生産法人また農事組合法人等の要件を満たすように今後も指導を図っていきたいというように思っております。また、集落営農組織を育成することにつきましては、個々の農家の生産コストを低減させるという意味合いもございまして、集落営農をつくることによって農業用機械の導入でありますとか、それぞれの生産経費の削減という部分にもつながってこようと思います。

先ほどの答弁の中に京力農場プランの推進というようなこともございます。そうした中で、いま一度各集落で今後のあり方を話し合っていていただく中で、そういった集落営農組織の立ち上げ等を進めてまいりたいというように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） この消費者への安心・安全の志向が高まるということで、私はいつも低農薬で有機的な農産物をもっとつくっていくべきだということを、売りにすべきだということ言うておるわけでございますけれども、特に道の駅なんかの販売を言われております。そういうことを考えますと、もっとそこに本腰を入れて、京丹波町独自の取り組みが必要だ

と思うんですけども、その点について改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よいご提案、ご質問だというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） よい提案ということであれば、そういう取り組みを進めていくべきだということを改めて強く申し上げておきます。

最後に、施政方針の中で道の駅のことが上がっておりますが、丹波マーケスの今後の運営について、丹波マーケスを運営する丹波地域開発から土地を購入し経営支援、あわせて6億700万円支援しました。こういう経過からも当然施政方針の中で町として今後の考え方を表明されるというように私は考えておりましたけれども、一言も触れられていないのはなぜなのか、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 触れてないということ自体余り意識してなかったんですが、何にしてもこれからずっと議会にしっかりとチェックしていただくわけで、またさきの答弁でも申しましたとおり、大株主として意見を申し述べるときはしっかり意見申しますので、その他については新しい経営陣がたまたま副町長あるいは藤田参事ということで、2人もこの議場にいるということで、答弁等については新しい経営陣に答弁してもらったほうがより漏れとか落ちがない、あるいは間違いがないということで先ほどお許しを得たということです。

施政方針演説、特に意識したことはなかったんです。というのが新しく発足したということで、ご質問もあったもんで、その中でいろんな議会での質疑が深まるという認識でおります。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 大株主として、町がどういうように考えていくかというのは私は当然示していくべきだと。もちろん経営は経営としての担当者がやるということでございますので、そこはきっちり立て分けてやるということだと思いますので、改めてお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今質問された趣旨のとおりですよ。新しい経営陣が経営方針を出されたら、その場で総会で発言すべきことはきちっとするという意味なんで、今質問してもらったとおりです。

○議長（野口久之君） これで山田均君の一般質問を終わります。

次に北尾潤君の発言を許可します。

北尾君。

○ 8 番（北尾潤君） それでは、平成 27 年第 1 回定例会における北尾潤の一般質問を始めさせていただきます。

まずはじめに 4 年前の 3 月 11 日の東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本町は震災以降、木造住宅耐震事業として補助金を出して木造住宅の診断や改修に積極的に取り組むようになりました。また、年に一度の原子力防災住民避難訓練を行い、二次被害を出さないようにする取り組みや、防護服、個人線量計の購入、塩漬け土地であった大倉ヒヨ谷に太陽光発電所を誘致するなど、原子力エネルギーから再生エネルギーへできる限りの転換を図るための取り組みも始めてきました。

今のは一例であり、まだほかにもたくさんの取り組みがなされましたが、この 4 年間で実施された災害対策や循環型エネルギー関連の事業や行動のほとんどは、この東日本大震災がなかったら実施されていないか、もしくは実施時期がもっと後だったと考えられます。被災された皆様の悲しみを本当の意味で共有することは到底できませんが、僕らの今現在やこれから僕らがしていく安心・安全なまちづくりは、被災された方々の多くの犠牲を教訓にして成り立っていることを常に頭に置きながら取り組んでいきたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。2 点質問いたします。1 点目が子育て支援について。2 点目に丹波地域開発株式会社について質問いたします。

子育て支援において、本町では中学生までは一月 200 円の個人負担で医療が受けられます。27 年 9 月から京都府の施策でカバーされることとなります。

1 つ目の質問です。本町のすこやか子育て医療費助成制度と京都府の子育て支援医療費助成制度は現行ではどの程度の差があるのかお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府が事業主体であります京都子育て支援医療助成制度では、一医療機関月額 200 円の自己負担を控除した額の助成を出生から小学校修了までの入院及び出生から 3 歳までの入院外診療において実施しております。加えて入院外で 3 歳から小学校修了までは自己負担額が 3,000 円を超えた場合、3,000 円を超えた額を全額助成しています。

一方、本町が事業主体であるすこやか子育て医療費助成事業では、3 歳から小学校修了までの間、京都府の医療助成制度により自己負担とされている月額 3,000 円までの自己負

担額のうち一医療機関月額200円を控除した額を助成し、また中学生の入院・入院外における一医療機関月額200円の自己負担を控除した額について助成を行っております。

平成26年度の予算計上事業費は、京都府の助成事業における扶助費として1,178万3,000円、また本町の助成事業の扶助費3,132万2,000円を計上したところであります。以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 入院・通院の違いがあつたりとか一月200円と3,000円の違いがあつたりするんですけど、おおむね中学生の部分を府ができてないところを京丹波町がやっていると認識だと思います。

それでは27年9月以降の府の制度改正で中学生以下の子どもの医療費の個人負担はどのように変わるかをお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現行の制度と変わらず出生から中学卒業までの入院あるいは入院外ともに、一医療機関月額200円の自己負担で医療を受けていただくことができます。変わるかという質問を受けたんですか。そのことについてはこれから協議させていただきます。検討するというところでございます。以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） この制度改正で本町が負担していた部分をまた府が9月から持つてくれることになると思うんですけど、1年でどのくらい本町が負担減になりますか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） この事業につきましては、議員さんお察しのとおり、年度途中である9月診療分から対象ということになります。そういったことから支出においては約40万円の負担減を見込んでおります。以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 本町はここ30年の間に少子高齢化が急速に進んできました。そんな中で多くの高齢者に対しては、本町で余生を過ごしたいと思えるようなまちづくり、また若い世代に対しては、子育ては京丹波町でなければだめなんだと思ってもらえるようなまちづくり、施策を並行して実施するべきと考えます。そこで昨日の坂本議員の質問にもありましたけど、18歳以下の医療費無料の施策を実施する気がないか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに今は中学校卒業までということで1つの線引きとして義務教育

期間というような表現をした記憶があるんですが、いよいよ１８歳から選挙権があるということで、選挙権までの区切りとして前向きに医療費助成を検討したいというふうに考えました。以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○８番（北尾潤君） 現在、子どもの医療費免除の施策を１８歳以下まで拡充している府内市町村はあるか、わかっていたらお願いします。また１８歳まで拡充した場合、本町の負担はどれだけ増えるか試算出ていたらお願いします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） １点目の京都府内で１８歳まで負担されているところが幾つ自治体あるかということでございますが、現在のところ２自治体ございます。それと１８歳までということを負担すればどれぐらいの支出が見込まれるかということでございますが、１８歳といいましても高校生というようなくくりでお話させてもらいますと、現在予算措置しているのに加えまして７５０万円程増えるというような試算をしております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○８番（北尾潤君） 本町の財政の中で７５０万円という負担は物すごく大きいのはわかります。坂本議員の質問に対しても、財政的に厳しい状況が予想されるとあったので、本当に財政的に厳しいんだろうなと想像はつくんですが、やっぱり少子高齢化が進んでて本町が示す姿勢みたいなものがここで問われているんだと思います。

本当は、こういう施策は僕は国がやるべきだと思います。国が経済対策といってやってるのが、年金流用して株買ったりとか円安にして株上げたりとかしてますけど、僕は根本的な経済対策はやっぱり生産人口を増やすことに尽きると思います。だから国が本当にやらなければいけないことをやってくれないので、府内では２市町村やってるところを京丹波町も今やって、京丹波町が子育てにおいては国を引っ張っていく。そのうちにまた府が京丹波町の今やっている部分を補うようになったらまた次、京丹波町が子育て政策もっと先を走るという感じで、京丹波町としての姿勢が試されているときかと思いますんで、今２７年度当初予算には入ってないんですけど、ぜひ９月補正でやっていただきたい。そうすれば府の施策も９月からなので、切れ目のない子育てフォローができるんじゃないかと思います。強く補正９月でやっていただきたいことを求めます。町長できたら答弁お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 子育てで政府を引っ張ったり、京都府の施策を引っ張ったりということまでは考えませんし考えられんですけれど、ただ、京都府において今まで小学生までや

ったんが中学生までになったということをよい機会なんで、あるいは先ほど言うたように18歳から選挙権得られるとか1つの区切りかなという思いで、ぜひ9月補正で実施できる段階からしていきたい、そんな思いであることを申し上げておきます。以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 前向きな答弁ありがとうございます。本当に京丹波町の子育てに対する施策がどんなもんか、姿勢がどういうもんかというのを求められていると思いますので、できるだけ早く、できたら9月から実施することを強く求めまして次の質問にいきたいと思います。

昨年の9月議会で補正予算が組まれ、道の駅丹波マーケスを運営する丹波地域開発株式会社に経営支援を行いました。これは町が3億2,000万円の経営支援と2億8,700万円の土地の買い戻しを行うことで立ち上げ時のいびつな部分を解消し、町と民間が協力しながら経営していく第三セクター本来の姿に戻すという判断です。

これは財源の多くを京都府や国の交付金、補助金、借金に依存している本町にとって、また若い世代の人口流出が続き、少子高齢化が進む本町にとって、本町唯一の大型商業施設を残すという判断は、京都府に対して借りたお金を返すという意味でも、子育て世代が住みやすい町にするという意味でも、前向きな判断だったと評価しております。

しかし、議決までの過程においてさまざまな議論があったのも確かでありますし、そのことを踏まえながら昨年の9月25日で全てが終わったわけではなく、僕は9月25日からがスタートだという認識でおりますので、その後の状況などを伺っていきたいと思います。土地の買い戻しや高度化資金の返済の状況をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 午前中の議員さんにもお断りしたように、大株主としてこれから発言することについては私のほうからさせてもらって、会社の内容等については、まだそのときでは取締役やなかったかもわかりませんが、新経営陣のもとで返済等してと思っていますので、副町長、会社の代表取締役から答弁してもらいたいと思います。以上です。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 土地の買い戻しや高度化資金の返済状況でございますが、土地の買い戻しにつきましては、昨年11月27日に仮契約を締結いたしまして、12月議会で議決をいただきました12月22日をもって本契約となりました土地売買契約に基づきまして、1月9日に丹波地域開発に対して土地売買の契約金を支払い、そして土地の取引が成立いたしました。また、同じ1月9日にあわせて経営安定化補助金につきましても、交付を町から

したところでございます。そうした資金をもちまして1月21日に丹波地域開発から京都府への高度化資金の全額繰上償還を行ったところでございます。以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 会社の環境が整ったということですが、その中身なんですけど、現在従業員、役員の体制はどのようになっているのでしょうか。昨日だったか議会の机の上に役員の名前が書いてあるような紙が置いてあったんですけど、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 現在、丹波地域開発の役員体制につきましては、取締役4名でございます。また、監査役2名となって計6名の役員構成となっております。取締役は定款では10名以内となっております、まだ幅があるわけでございますので、今後も順次人選を行いまして、丹波地域開発株式会社の経営に力を発揮していただける方が見つかり次第、そういった方々に取締役にご就任いただいて、経営体制を一層強化してまいりたいと考えております。

なお、従業員でございますけれども、現在1名となっております。新年度から常勤職員を配置したいと思っております、そうした意味でも事務局体制を一層強化してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 従来はどんな感じだったんでしょうか。新役員になる前の状況わかったらお願いします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 従来取締役は6名、監査役が2名で計8名体制だったと思っております。以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 先ほどの答弁で従来が8名で今は6名、もしかしたらもう1人増やすかもしれない、来年度からという予定だったんですけど、大丈夫なのかなというのが、本来第三セクターの趣旨としては、行政の資本基盤とか公益性の目からの判断と、あと民間の経営ノウハウ、経営感覚をうまく融合させて一緒にやっていきたいと思いますという感じなのに、従来民間の人たちがうまくいかなかったことを、今名簿を見てると町の人たちが多く入ってて、従来うまくいかなかったんですけど、これから民間が少なくてうまくいくんだろうかというのが不思議に思うんですけど、10名まで幅があるということなので、その辺も少し考えられてるのかなと思うんですけど、もう少し今後どのような体制にしていこうかというの

が決まっていたらお願いします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 大丈夫かなというご不安があるということでございますけれども、あと1人増やすといったことは私は明言をいたしておりません。10名の枠があるんで、その枠の中で一層体制を強化していきたいということを申し上げておるわけでございますが、先だっても取締役会の中で公認会計士の専門家の先生も交えて、皆さん今後一層頑張っていこうという意思を確認したということでございますし、また公認会計士のほうからも、かなり専門的なアドバイスも賜っておるところでございます。

そして、また今後ではできましたら第三者委員会のような運営協議会、取締役とは関係なしにそういったチェック機関というんですか、またいろんなアドバイスを受ける機関を設置し、そこにも弁護士とか、あるいは経営に携わっていらっしゃる方、また大学の先生等も入っていただいて、より客観的な目で長所とか欠点とかご指摘いただき、そして経営戦略を練り上げていくといったこと、またあるいはテナント会ともしっかりと協議して協力を賜りながら会社、テナント会、そうした運営協議会、三位一体となって今後の経営を強化し、努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 不安だったのは、言葉が悪いですけど自分の生活がかかってない人たちで経営とかを話し合うのはすごく不安だったんですけど、テナント会の意見もしっかり聞いていただくということでやっていただきたいなというふうに思います。

運営協議会とか第三者委員会は、具体的にはどんな感じのことをするというのはもう決まっているんですか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） まだ正式名称、運営協議会ということに決まったわけではございませんが、私が今任意的に申し上げている段階でございます。より客観性を保ち、消費者の観点からのご意見もあるでしょうし、また経営上の突っ込んだアドバイス等も受けながら、実は丹波マークスの運営はここが足りないよとか、こうしたほうがいいんじゃないかといったご意見をしっかりと受けるということが基本になろうかと思っております。そういうことで今後とも一層頑張っていきたいと思っております。

それとテナント会さんとは、本当に密接に協議を行ってまいりたいと思っておりますし、先だっても第1回のテナント会との協議の場を持つ中で、一致団結してやりましょうというご認識も賜りましたので、本当に力強く思っております。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 僕もテナント会で構成された人事を刷新したのは、経営がテナント会が下手くそだったとは全く思っていない、一定の責任をとってということをやったと思うので、またテナント会からでもすごくいい人がいたら、しっかりと役員の中に入れるのもいいんじゃないかなと思います。

9月議会において、テナント料の値下げの可能性を議論していましたが、具体的には進んでいますか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） テナント料の改定ということは、そのテナント会からも要望書を受け取りました。このことについては、具体的に交渉にはまだ入っておりません。各店舗から経営実態の客観的な資料を今徴収しているところでございます。それに基づいて各個店のテナント料を算出して、それぞれに交渉をこれから行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 9月議会の中で話し合われた後も、僕町民の方から手紙やメール、一番多かったのはもちろん直接の質問なんですけど、質問・意見をいただきました。その中で、値下げはフェアじゃないという意見が複数件ありました。最初の条件で入っておいて、しばらくしたら条件変更して儲かるのかという意見がありました。その意見に対しては、僕は値下げしたら必ず全業者がフェアにチャンスを得られるように求めていきたいというふうに説明してきたんですけども、まだ具体的には話進んでないみたいですけども、値下げをするとしたら新規の業者にも参入の機会を与えるべきなのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） とにかく今までもお答えいたしておりますように、本町にとって本当に一番大きいにぎわいの場でございます、これをもっと繁華な場所にする必要がある。これが町の地域振興の1つのシンボルであろうと思いますときに、現在のテナントの状況でいいのかということを照らし合わせますと、決してそうではないだろうと私は思っております。もっともっと商店が入っていただいて、寺尾町長がよくおっしゃるいわゆる現代の商店街だということに自主的にすべきだろうと思っております。ですから、今後も門戸をぐんと広げてテナントさんも入っていただきたいと思いますし、またそういうお問い合わせもあることも事実でございます。以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 大型のホームセンターを誘致する話なんかも結局はテナント料が高くて、向こうからしたら生涯割に合わないということで断った経緯も聞いてますし、また現在空き店舗もあったりとか、あと空き店舗ですかすかな商業施設にしないために、ほかの店舗はもちろんテナント料払いながら拡大している話も聞きます。そんなんで、ぜひ新規の業者が入りたいところがあったらどんどん入ってくれるような環境をつくってもらいたいなというふうに思います。

僕は本町にとって、また将来の本町にとってもこの大型商業施設が絶対に必要だという判断のもとに経営支援を支持しました。しかし、先行きはそんなに簡単でないと考えております。少し遅れておりますが、京都縦貫自動車道が開通し、施策を1つ間違えると通り抜けのまちになる可能性は常にあります。また、通り抜けのまちまでいかないまでも、このままでは交通量の減少は確実です。丹波地域開発株式会社が、ただテナント料を集めて町に家賃を払うだけという管理会社になってしまうなら、経営支援の意味が全くありません。町民、町内の各組織の利便性に十分に応えながら、商業的にも大きくにぎわう施設になることが求められます。この厳しい状況の中、新社長である副町長に対しても期待と大きなプレッシャーを感じてもらいながら、平成27年第1回定例会における北尾潤の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで北尾潤君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。2時40分まで。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

ご報告を申し上げます。東まさ子君より休憩後の会議に遅参する旨の申し出がありましたので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。ただいまから上程になります日程第4、議案第44号 平成26年度道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更についてから日程第17、議案第57号平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

≪ 日程第 4、議案第 44 号 平成 26 年度道の駅「京丹波味 夢の里」整備工事請負契約の変更について～

日程第 17、議案第 57 号 平成 26 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 3 号）≫

○議長（野口久之君） これより日程第 4、議案第 44 号 平成 26 年度道の駅「京丹波 味 夢の里」整備工事請負契約の変更についてから日程第 17、議案第 57 号 平成 26 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 3 号）までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今般の定例会の開会以来、議員各位には熱心にご審議いただきありがとうございますことを厚くお礼申し上げます。それでは本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第 44 号 平成 26 年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更についてであります。平成 27 年 3 月議会定例会初日に議決いただきました本工事請負契約の工期を翌年度に繰り越すことについて議会の議決をお願いしております。

工事現場では複数の工事が錯綜しており、工事間の施工順序を調整したことにより、本工事の完成時期の見直しが必要となりましたので、工期の変更をお願いするものであります。

議案 45 号 平成 26 年度京丹波町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、補正前の額 128 億 7,302 万円から今回 8,560 万円を減額し、補正後の額を 127 億 8,742 万円とすることをお願いしております。国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく補正予算に対応した各種事業の追加を行うほか、年度末を迎え決算見込みによる精査を行い編成したものであります。主な増額を要する内容といたしましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金活用事業としまして、スーパープレミアム商品券発行事業に 3,300 万円、地域版総合戦略策定のための総合計画等策定事業に 796 万 4,000 円、まるごと観光プロジェクト事業に 3,194 万 6,000 円などを追加しております。そのほか各費目につきまして、最終的な見通しにより精査を行うものであります。

歳入につきましては、町税、地方交付税等の精査及び国の緊急経済対策による補助金の追加や事業費の精査により、関連する特定財源を見込み計上したものであります。なお、繰越明許費としまして、道路新設改良事業や台風 18 号関連の災害復旧事業等、事業の進捗状況から 10 億 8,463 万 6,000 円の計上をお願いしております。今後とも速やかな事業の推進に努める所存でありますので、ご理解賜りますようによりしくお願い申し上げます。

議案第 46 号 平成 26 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につ

きましては、補正前の額 20 億 3,708 万円から 761 万 2,000 円を減額し、補正後の額を 20 億 2,946 万 8,000 円とすることをお願いしております。国庫負担金等の交付申請や拠出金等の確定に伴う精査によるものでございます。

議案第 47 号 平成 26 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、補正前の額 2 億 2,869 万 7,000 円から 949 万 5,000 円を減額し、補正後の額を 2 億 1,920 万 2,000 円とすることをお願いしております。京都府後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料等負担金、人間ドック助成金の精査を行うものでございます。

議案第 48 号 平成 26 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、事業勘定では補正前の額 21 億 4,764 万 9,000 円から 2,389 万 5,000 円を減額し、補正後の額を 21 億 2,375 万 4,000 円とすることをお願いしております。歳出における保険給付費の減額や支払基金交付金等の減額など決算見込みによる精査を行うものであります。老人保健施設サービス勘定では、補正前の額 1 億 6,989 万円から 230 万 8,000 円を減額しまして、補正後の額を 1 億 6,758 万 2,000 円とすることをお願いしております。施設管理運営事業費の精査を行うものであります。

議案第 49 号 平成 26 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、補正前の額 14 億 1,980 万円から 1 億 4,640 万円を減額し、補正後の額を 12 億 7,340 万円とするものであります。上水道事業及び統合簡易水道事業において、事業実施年度の見直しに伴う事業費の減額などの精査を行うものであります。

議案第 50 号 平成 26 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、補正前の額 9 億 5,310 万 9,000 円から 2,970 万 3,000 円を減額しまして、補正後の額を 9 億 2,340 万 6,000 円とするものであります。農業集落排水施設整備事業及び公共下水道施設整備事業において、事業実施年度の見直しと浄化槽市町村整備事業において事業実績に基づく減額などの精査を行うものであります。

議案第 51 号 平成 26 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、補正前の額 411 万 8,000 円から 129 万 4,000 円を減額し、補正後の額を 282 万 4,000 円とするものであります。育英給付金の確定により減額するものであります。

議案第 52 号 平成 26 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、補正前の額 138 万円に 64 万 4,000 円を追加し、補正後の額を 202 万 4,000 円とするものであります。

議案第５３号 平成２６年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第２号）につきましては、補正前の額１，７３０万８，０００円に６４万円を追加し、補正後の額を１，７９４万８，０００円とするものであります。

議案第５４号 平成２６年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正前の額６６２万円に３万２，０００円を追加し、補正後の額を６６５万２，０００円とするものであります。

議案第５５号 平成２６年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正前の額３９３万円から５０万円を減額し、補正後の額を３４３万円とするものであります。

議案第５６号 平成２６年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正前の額３４０万円に２４万６，０００円を追加し、補正後の額を３６４万６，０００円とするものであります。各財産区とも財産収入等の精査及び財産管理経費等の補正を行うものであります。

議案第５７号 平成２６年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第３号）では、収益的収支から５０万円を減額し、補正後の額を９億５，６５０万円とすること及び資本的収入から１７２万８，０００円を減額し、補正後の額を１億２，１２５万３，０００円に、資本的支出から１，５２８万４，０００円を減額し、補正後の額を１億４，４３１万６，０００円とすることをお願いしております。

収益的支出では、人件費の精査を行うほか京丹波町病院及び和知診療所の設備、医療機器等の修繕費の精査を行うものであります。資本的支出では、京丹波町病院及び和知歯科診療所の医療機器購入経費の精査を行うものであります。

以上、今回追加させていただきます議案の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますことよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。議案の説明は日程順にお願いいたします。

十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それではただいま上程となりました議案第４４号 平成２６年度道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

本工事の契約変更につきましては、平成２７年３月３日の定例会におきまして、議案第３号として平成２７年３月３１日までの工事請負契約変更について、ご議決いただいたところ

でございます。本日、議案第４４号として説明させていただきます契約変更につきましては、さきの議案第３号提案時にも説明させていただきましたとおり、本工事の施工場所が国土交通省発注の丹波綾部道路丹波PA曾根盛土工事や、京都府道路公社発注の丹波PA便所等新築工事、また本町が発注する京丹波町地域振興拠点施設整備事業設計建設工事などが錯綜している状態であったため、工事間で施工順序を調整したことにより本工事の完成時期の見直しが必要となりましたので、繰り越しにより平成２７年６月３０日まで工期の変更をお願いするものでございます。

次に資料１として、工程表のほうを添付しておりますのでご確認ください。黒色実線部分が当初の工程であり、赤色実線が変更後の工程となっております。工程表にお示ししているように、平成２６年９月下旬から１２月中旬までの間、工事の錯綜による安全確保や資機材運搬路の確保、また先行工事となる盛土工事を優先し、本工事の着手を見合わせる必要があったため他工事との調整期間として表示しております。これにより本格的な工事着手は１２月中旬からとなりました。その後は他工事への影響が少ない箇所から施工を行い、工事進捗を図ってきたところでございます。３月に入りPA盛土工事がほぼ完成したことから工程計画を見直したところ、全工程におきまして約３カ月間の遅延が発生することとなりましたので、本工事の工期末を平成２７年３月３１日から平成２７年６月３０日とし、改めて作成しました工程により工事を進めさせていただきたいと考えております。

次に資料２として道の駅「京丹波 味夢の里」整備に係ります関連工事の施工状況をお示ししております。本議案に係ります工事範囲は赤色で示しているとおりであり、現在は雨水排水設備や植栽工事を進めております。

なお、青色で示しております京丹波町地域振興拠点施設整備事業設計建設工事及び給水管布設工事につきましては、今年度内に完了する予定として工事のほうを進めております。その他の町道古墳公園線舗装工事や案内板設置工事などにつきましては、繰越明許費により工事の進捗を図ることとしてしておりますので、７月に予定されております京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開通に向けて、工事を進めさせていただきたいと考えております。

なお、工事の繰り越しに伴います予算措置等につきましては、本日提案されております平成２６年度京丹波町一般会計補正予算（第５号）におきまして繰越明許費としてお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第４４号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして議案第４５号 平成２６年度京丹波町一般会計補正予

算（第5号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算から8,560万円を減額し、補正後の額を127億8,742万円とすることをお願いするものでございます。

それではページをめくっていただきまして、第1表につきましては後ほど事項別明細書により説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。また、資料としまして別に繰越理由等一覧表を配付させていただいておりますが、総額につきましては10億8,463万6,000円となっております。この中で提案理由説明にもございましたが、今回の補正予算には国の実施する地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金対象事業としまして、15事業1億183万8,000円を計上しております、全て繰り越しをさせていただくものでございます。

先にこの地域住民生活等緊急支援のための交付金対象事業につきまして説明させていただきます。本日お配りしておりますA4判縦長の資料でございますが、そちらのほうをごらんください。地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策としまして、国のほうでは総額3兆5,289億円、うち地域住民生活等緊急支援のための交付金に総額4,200億円が措置されたところでございます。資料1枚めくっていただきますと、地域住民生活等緊急支援のための交付金の概要が書かれております。また、次のページには交付対象事業及びメニュー例が書かれてございます。この地域住民生活等緊急支援のための交付金では、現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援対策で地域消費喚起・生活支援型としましてプレミアムつき商品券の発行支援等に交付金ベースで3,500万円、また地方が直面する構造的課題等への実効ある取り組みを通じた地方の活性化対策で、地方創生先行型としましてまち・ひと・しごとの創生に向けた地方版の総合戦略の策定やこの総合戦略に掲載されます事業を先行して実施する支援等に交付金ベースで3,800万円、両交付金合計で7,300万円が本町に措置されたところでございます。

次に1枚めくっていただきますと、予算措置を行っております事業名称と概要、事業費等を記載しております。いずれも充当率は10割以内となっておりまして、執行予定事業費から交付金充当額を見込んでいるところでございます。事業の趣旨に合致します既存事業や新規事業などを調整し、計画書を作成したものでございます。この計画書では予算額につきましてまず説明させていただきますが、一覧表の中央付近に予算額を書かせていただいております。また、充当財源欄には使用料等の特定財源を記載しております。

まず消費喚起・生活支援型でございますが、1つ目に京丹波町スーパープレミアム商品券

事業でございます。これにつきましては、一般質問の中でも取り上げられておりましたように、本町におきまして即効性のある喚起型ということで国のほうが推奨しておりますプレミアム商品券の事業に取り組むものでございまして、予算枠では3,300万円持っております、このうち充当財源に779万円挙がっておりますけれども、この充当財源といいますのは京都府におきましても同様の交付金が国から参っております、その交付金を府内の市町に一律に京都府の事業として充当されるものでございまして、本町におきましても京都府がこのスーパープレミアム商品券の事業に支援をする、交付金を使うということで779万円財源として計上しております。差し引きましたものが本町の一般財源となっております、この一般財源の満額に交付金を充当するものでございます。

また、交付金の充当額から右の欄のほうに行きますと、参考ということで以降書かせていただいておりますが、これにつきましては新規となっておりますのは新しく補正でメニューとして起こした事業でございますし、また、金額が入って振り替えとか予算増というふうに書かれておりますのは、平成27年の当初予算にも予算計上しているものでございまして、それを今回の交付金に振り替えて活用しようとするものでございます。また、予算額増といいますのは、27年の当初予算に例えば2つ目の住宅改修補助金の交付事業につきましては、当初予算で550万円計上しておりますが、さらに上積みしまして、補正予算で800万円の予算を計上しているものでございます。住宅改修補助金の交付事業におきましては、従前から実施しているものでございまして、住宅改修に伴います補助金の支援を行っているというものでございまして、住宅の維持・管理の軽減あるいは事業者さんへの支援というような形でこの補助金が活用されておりますので、今回の消費喚起・生活支援型のメニューに取り組んだものでございます。

また、3つ目の子育て支援課の行います第3子保育所利用料等無償化の事業でございます。これにつきましては、平成27年4月からでございますが、18歳未満の児童が3人以上いる世帯で第3子以降につきまして保育所なり幼稚園の利用料の無償、無料とさせていただくものでございます。これにつきましては、予算的には事業費が964万2,000円となっております、充当財源というところに482万1,000円が入っております。これにつきましても、京都府さんのほうがこちらの事業にも交付金を支援しております、残りしました2分の1の482万1,000円が本町の一般財源となつてございます。この事業にも交付金を201万9,000円の充当を見込んでいるものでございます。

消費喚起・生活支援型につきましては、合計で予算ベースで5,064万2,000円、本町の一般財源が3,803万1,000円に対しまして、交付金の充当額が3,522万

9, 000円としているところでございます。

次に、2つ目の地方創生先行型でございますが、まず1つ目に総合計画等策定事業でございます。これにつきましては、本交付金の必須項目でございますして、地方版の総合戦略の策定を義務づけられておりますので、これに要する調査分析等の業務を計上するものでございます。

また、2つ目の地域資源活用推進事業でございますが、これにつきましては平成27年の当初予算にも計上しているものでございまして、京丹波町産の木材の利用促進事業の補助金の交付を行うものでございます。この部分につきましては、当初予算では50万円の予算計上でございますが、事業費を100万円に引き上げまして、対応しようとするものでございます。

次に、3つ目の森林（もり）の文化創造事業でございます。これにつきましても、当初予算に計上されている事業でございますが、本地方創生の先行型の趣旨に合致するということから財源の振り替えということで、こちらの交付金事業に新たに加えたものでございます。

それから4点目の子育て支援一般経費でございます。これにつきましては、新規で60万円ということで新たなものとなっておりますけれども、婚活支援事業の実施に係ります経費として60万円を計上したものでございます。

それから5番から7番までの各保育所の子育て支援センター事業につきましても、本事業のメニューに合致するということから財源の振り替えを行うものでございまして、それぞれの支援センターの事業におきまして備品等の整備を含めて、この交付金事業を充当しようとするものでございます。

8点目のバイオテクノロジーを活用した地域産業活性化事業ということで挙げておりまして、これにつきましては、新規の事業としております。地元産米を使用した日本酒の企画・製造を実施するための実証事業ということで新規に計上したものでございます。

次に9番目の木材搬出奨励事業でございますけれども、これにつきましては、当初予算にも計上しておりますものを財源の振り替えという形で行うものでございまして、木材の搬出奨励事業補助金の交付事業でございますが、こちらのほうに活用させていただこうとするものでございます。

それから10番目の新産業創出事業でございます。また、その後11番目、起業・ベンチャービジネス育成支援事業並びに地域資源活用型企業誘致事業でございます。これらメニューにつきましては、一部当初予算でも計上されておりますけれども、メニューを拡充しまして本事業にも計上したものでございます。新産業創出事業につきましては、これも一般質問

の中でも答弁しておったんですけれども、産業ネットワーク組織を設立しまして、町内中小企業等の新たな事業展開を支援する事業でございます。また、企業ベンチャービジネス育成支援事業におきましては、創業セミナーやビジネスプランコンテスト等の実施により町内での創業者支援を行うものでございます。また、地域資源活用型企業誘致事業につきましては、森林資源や食材など地域資源が活用できる企業誘致を実現するためにターゲットを絞り、戦略的に進める企業誘致の事業となっております。

次に13番目の観光振興事業でございます。これにつきましては、27年当初予算に計上しております事業の振り替えでございます。京丹波町の夏まつりの活性化の補助金交付等の事業でございます。

それから14番目のまるごと観光新たな魅力づくりプロジェクト事業でございます。加えてまるごと観光フードツーリズム推進プロジェクト事業ということで、さきの観光振興事業と3つくりまして当初予算でも一部計上されているところでございますが、内容等の充実を図り新たに交付金事業として計上したものでございます。まるごと観光新たな魅力づくりプロジェクト事業につきましては、交流人口の増加に向けましたコンテンツづくりを戦略的に行おうとする新たな事業でございます。また、まるごと観光フードツーリズム推進プロジェクト事業につきましては、同じく交流人口増加に向けた新たな観光の仕組みを構築するための新しい事業ということになっております。

これら地方創生先行型としまして予算総額で6,083万8,000円、うち使用料等の財源19万7,000円を除きました6,064万1,000円が一般財源となっております。これに3,875万1,000円の交付金を充当しようとするものでございます。さきの消費喚起・生活支援型と合わせまして7,400万円の交付金の充当を図るものでございます。

なお、さきの生活支援型のほうの第3子保育所利用料無償化でございますけれども、これにつきましては27年4月からの実施となりまして、本繰越明許費には計上してございませんので、新年度での交付金なりの収入ということで新年度予算のほうに計上するものでございます。

それでは、繰越理由等の一覧表のほうに戻っていただきまして、今申し上げました交付金活用事業を除きます繰越理由につきましてご説明させていただきます。

まず、繰越理由一覧表1ページの2番目の支所財産管理事業でございますが、総額で4,287万7,000円の繰り越しをお願いしております。住宅団地造成工事の2事業であります。隣接地所有者との工法等の調整などに時間を要しまして、年度内の事業執行が困難

となったものでございます。また、登記等業務につきましては、造成工事の完成が遅れるということから繰り越しをさせていただくものでございます。

また、和知駅前トイレ整備工事につきましては、通信ケーブル等の配管の調整に時間を要し、年度内の完成が困難となったものでございます。また、本庄木下住宅水洗化工事につきましては、設計積算内容の変更に伴いまして、事業着手が遅れたことから繰り越しをさせていただくものでございます。

次に2ページに入りまして、2つ目のグリーンランドみずほ管理運営事業では600万円の繰り越しをお願いしております。クラブハウスの設置工事が入札不調によりまして、再入札に付したことで年度内完成が見込めなくなったため、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、3つ飛ばしていただきまして農地保全事業でございます。3,649万4,000円の繰り越しをお願いしております。台風11号、それから8月豪雨災害の復旧に当たりまして、施工時期が耕作時期と重なり施工が困難となり、年度内完成が見込めないことから繰り越しをさせていただくものでございます。その下の林道維持管理事業では、437万5,000円の繰り越しをお願いしております。これは台風11号豪雨によります林道・作業道の災害が多く発生し、年度内の復旧が困難となったことから繰り越しさせていただくものでございます。

次に3ページの1つ目、森林管理道開設事業で8,274万円の繰り越しをお願いしております。財源確保の観点から連続して事業を実施する必要がある、繰り越しして事業を実施したいということから今回繰り越しとしてお願いするものでございます。

4つ飛ばしていただきまして、自然双生運動公園管理運営事業で948万4,000円の繰り越しをお願いしております。施設全体の構造物撤去工事等が入札不調によりまして、年度内完成が見込めなくなったことから繰り越すものでございます。

ページめくっていただきまして、4ページの2つ目でございます。道路新設改良事業でございますが、17事業で5億4,623万2,000円の繰り越しをお願いしております。それぞれ地元調整や関係機関との工事調整に時間を要し、年度内の完成が見込めないことから繰り越しをお願いしているものでございます。

5ページ下から2つ目ですけれども、体育施設維持管理事業の下山グラウンド整備工事でございます。繰り越しの事業費としまして1,556万円となっております。これにつきましては、府の河川の改修工事が実施されておりまして、府の工事が繰り越しとなったことによりまして、完成後に本事業が実施されるということから繰り越しを行うものでございます。

一番下の農地・農業施設災害復旧事業では、6,699万円の繰り越しをお願いしております。入札の不調等によりまして、工事着手が遅れ年度内完成が見込めないことから、繰り越しをお願いしているものでございます。

次に6ページでございます。1つ目の林道災害復旧事業で8,591万6,000円の繰り越しをお願いしております。これは台風18号豪雨によります林道災害が多く発生し、年度内に復旧できない箇所が生じたことから繰り越しを行うものでございます。

最後に河川等災害復旧事業で8,613万円の繰り越しをお願いしております。災害査定から工事発注までの期間を要するために年度内完成が見込めないことから繰り越しを行うものでございます。以上が繰越明許費の説明と一覧表の説明とさせていただきます。

それでは、予算書に戻っていただきまして10ページの第3表地方債補正でございます。目的別の補正内容につきましては、後ほど事項別明細書の24ページからの町債のほうでご確認いただきたいと思います。

まず過疎対策事業債におきましては、780万円を減額しております。グリーンランドみずほホッケー場改修事業におきまして、事業費の確定等により減額を伴うものと、道路新設改良事業費で本過疎債を充当しております事業の減によるものでございます。次に緊急防災・減災事業債におきましては、デジタル防災行政無線の調査設計業務の確定等によりまして、530万円を減額するものでございます。11ページの公有林整備事業債では、事業費の増加によりまして30万円の増、また災害復旧事業債では公共土木施設災害復旧工事や林道災害復旧工事などの増加によりまして4,950万円の増を見込んでいるものでございます。

今回の補正で発行額総額で3,670万円増額し15億7,520万円とさせていただくものでございます。このうち約77%の12億1,848万円が交付税の算入をいただける地方債となるところでございます。

次にページをめくっていただきまして事項別明細書の4ページでございます。歳入の町税でございますが、固定資産税におきまして家屋、償却資産での増加など決算見込みで2,430万円の増、また、滞納繰越分で1,075万円の増、合わせまして3,505万円の増となっております。5ページのたばこ税におきましては、販売本数の減少等によりまして1,020万1,000円の減としております。5ページから6ページにかけての各種交付金につきましては、6ページの地方消費税交付金では額が確定しておりまして、社会保障財源分で263万8,000円の増となっております。それ以外につきましては、京都府の推計資料に基づく決算見込みによりまして補正させていただいたものでございます。

次に７ページの地方交付税でございますが、今回５１０万２，０００円を追加しております。これにつきましては、国の補正予算におきまして地方交付税の原資であります国税の法定率分の２５年度精算、それから２６年度の増収分によりましてこれまで調整で落とされておりました５１０万２，０００円が復活したものでございます。以下、分担金・負担金・使用料等の特定財源につきましては、実績見込による精査をさせていただいたところでございます。

次に１１ページ下段の国庫支出金、総務費国庫支出金でございますが７，１９６万１，０００円の増額としております。説明欄にもありますように、地域住民生活等緊急支援のための交付金でございます、国の経済対策による補正予算分となっております。

次に飛びまして２１ページ中ほどにあります基金繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源の調整によりまして９，６７２万９，０００円を減じております。補正後の繰入額は８億６，３４０万１，０００円となりまして、２６年度末の基金残高につきましては１４億４５１万５，０００円と見込んでおります。また、過疎地域自立促進特別基金繰入金では、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業費の減額によりまして２，８７０万円を減じております。

次にページをめくっていただきまして、２６ページからの歳出でございます。重立った増額分につきまして説明させていただきます。

まず２７ページ６目企画費の事業項目で総合計画等策定事業につきましては、先ほど説明いたしました交付金事業の地方版の総合戦略の策定に係る調査業務委託等で７９６万４，０００円を計上いたしております。２９ページ１４目の地域資源活用推進費では、京丹波町産材の活用推進を図る地域資源活用推進事業、あるいはぬく森のイス作成等の森林（もり）の文化創造事業を計上したものでございます。次に３５ページの３目になります。保育所費の子育て支援センター事業につきましては、事業運営費や備品購入費としまして４８６万３，０００円を計上いたしております。次に３９ページの３目の農業振興費の事業項目で有害鳥獣対策事業では、有害鳥獣駆除報奨金の増額等によりまして５１６万１，０００円を計上したところでございます。

次に４３ページの２目、事業項目でスーパープレミアム商品券発行事業に３，３００万円、また４４ページの３目、観光費では交流人口の増加に向けた新たな観光仕組みづくりを構築するまると観光プロジェクト事業としまして２事業総額で３，１９４万６，０００円を計上いたしております。ただいま説明いたしました事業の大半につきましては、今回の地域住民生活等緊急支援交付金関連の事業でございます。

以上、簡単でございますが、議案第４５号 平成２６年度京丹波町一般会計補正予算（第５号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） それでは議案第４６号 平成２６年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正は町長の提案理由の説明にもありましたように、補正前の予算総額から歳入歳出それぞれ７６１万２，０００円を減額し、補正後の額を２０億２，９４６万８，０００円とさせていただくものでございます。国庫負担金等の交付申請額に基づくものでありますとか拠出金等の確定に伴う精査が主なものでございます。

それでは、最初に歳出の主なものにつきまして説明させていただきます。

事項別明細書７ページをお願いいたします。７ページの１款、総務費関係につきましては国の特別調整交付金及び府の財政調整交付金における財源振り替えでございます。また、賦課徴収費におきましては、制度拡充に伴うシステム改修が不要となったための減額でございます。また保険給付費関係につきましても、国の療養給付費負担金の額が確定したことから財源の振り替えを行うものでございます。

８ページの２款をごらんください。保険給付費、１目葬祭費では、現状の支給状況から１件５万円の６件分を見込み３０万円を計上させていただくものでございます。また、３款後期高齢者支援金及び４款前期高齢者納付金につきましても療養給付費関係と同様、国の療養給付費負担金の額が確定したことから財源の振り替えを行うものでございます。

次に９ページ、７款共同事業拠出金につきましては、いずれも今年度の拠出金が確定しましたので、それぞれ補正し全体で６１万８，０００円の減としております。

８款保健事業につきましては１項特定健康診査等事業費において、今年度の健診に係る費用が確定し、一般会計の繰出金を３５５万３，０００円の減額を主なものとして全体で４１７万８，０００円の減額としております。同じく保健事業の疾病予防費におきましては、人間ドック助成金５６万９，０００円の減額、またがん検診等に係ります健康増進の一般会計繰出金など６０万１，０００円を減額するものでございます。

１０ページの１１款諸支出金、一般被保険者保険税還付金につきましては１００万円の増額計上、また直営診療施設繰出金については、京丹波町病院の特殊事情分とする医療機器整備に関しまして１４０万円を減額、和知診療所及び和知歯科診療所におきますへき地直営診療所運営費への繰出金や機械器具整備費を合わせまして１４９万８，０００円を減額し、補正後の額を１，０１５万円としております。

それでは次に歳入の説明をさせていただきます。ページ戻っていただきまして、事項別明細書の３ページをお願いいたします。

１款国民健康保険税でございますが、一般被保険者分全体としましては９４７万４，０００円の増額、退職被保険者分としましては６１０万円の減額となる見込みでございます。収納率としましては当初予算時点と同様、一般被保険者９３．５％、退職被保険者９８．０％で算定しております。

３款国庫支出金、国庫負担金の療養給付費等負担金につきましては、変更交付申請に基づき精査を行ったところ８７９万２，０００円の増額となり、補正後の額を３億１，１５２万円と見込んでおります。同じく国庫補助金財政調整交付金のうち特別調整交付金につきましては、主なものといたしまして歳出でご説明申し上げました京丹波町病院の機械器具整備、診療所等へき地直営診療所運営費への繰出金の減額や保健指導事業の実績減が生じたことなどから全体で４１１万５，０００円の減額となっております。

５ページ、７款共同事業交付金につきましては、毎月の高額な医療費の給付実績に基づき受け取る交付金でございますが、平成２５年１２月診療分から平成２６年１１月診療分の医療費について、当初国保連合会から示された予算計上しておりました額よりも、高額療養費の支払いの実績に基づく交付額が減少したことから、高額共同事業交付金で２３０万６，０００円の減額、また保険財政共同安定化事業交付金は４３万７，０００円の増額としております。

９款繰入金、基金繰入金につきましては、今申し上げました特定財源等の精査に伴いまして１，４７３万３，０００円を減額し収支のバランスを図ることとしまして、補正後の額を７，５０１万８，０００円としております。予算ベースでの繰入後の基金残高といたしましては１億９７２万５，０００円となる見込みでございます。国保事業特別会計につきましては以上でございます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして議案第４７号 平成２６年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正は補正前の予算の総額から歳入歳出それぞれ９４９万５，０００円を減額し、補正後の額を２億１，９２０万２，０００円とするものでございます。主に後期広域連合へ納付する保険料等負担金、また人間ドック助成金の精査に伴いまして、所要の補正をお願いするものでございます。

それでは、最初に歳出から説明させていただきます。

予算書最終ページ、事項別明細書４ページをお願いいたします。２款後期高齢者医療広域

連合納付金については、保険料負担金で現在の状況から８０１万円の減額とし、補正後の額を２億１，３２９万４，０００円といたしております。３款保健事業費におきましては、人間ドックの申し込み状況から推計しまして１４８万５，０００円の減額といたしました。

ページ戻っていただきまして３ページ、歳入をお願いいたします。１款保険料につきましては現時点での保険料調定額に基づき、現年度分で特別徴収・普通徴収合わせまして８４１万円の減額、滞納繰越分については４０万円を追加し、補正後の額を１億４，１６９万３，０００円といたしております。最後に５款諸収入、雑入につきましては歳出の人間ドック費用の減額に伴いまして、広域連合から交付される助成金を減額させていただいております。以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 続きまして議案第４８号 平成２６年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）の事業勘定分につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正は事業勘定において既定の予算総額から歳入歳出それぞれ２，３８９万５，０００円を減額し、補正後の総額を２１億２，３７５万４，０００円とさせていただくものでございます。

それでは最初に歳出の主な項目について説明させていただきます。事項別明細書の５ページをお願いいたします。２款の保険給付費では、今年度１月支払い分までの保険給付費の状況から推計し補正をさせていただいております。主なものといたしましては、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費で通所介護・短期入所・生活介護などの利用件数の増加に伴いまして１，４９４万円の増額をお願いいたしております。６ページ、３目施設介護サービス給付費については２，９７１万５，０００円の減額、７ページ下段の４項高額介護サービス等費につきましては、１目高額介護サービス費で２００万円の減額といたしております。８ページの５項特定入所者介護サービス等費の１目特定入所者介護サービス費につきましても３３９万１，０００円の減額といたしております。以上、保険給付費全体で２，２５３万３，０００円の減額とさせていただくものでございます。

８ページ下段の３款地域支援事業費、１項の介護予防事業費では、それぞれ執行状況から精査を行ったものでございます。そのほかの項目につきましては、歳入予算の補正に伴いまして財源振り替えを行っております。

続きまして、３ページにお戻りいただきまして歳入の説明を申し上げます。１款の介護保

険料につきましては、直近の調定額に基づき精査を行いまして、全体で213万9,000円の減としております。3款の国庫支出金、4款支払基金交付金、5款府支出金につきましては、今年度の変更交付申請に基づいて交付される見込みであることから変更交付申請額で整理させていただいております。これらの支出金等につきましては、次年度において実績報告に基づき精算が行われることとなっております。以上、簡単ではございますが、介護保険事業特別会計補正予算事業勘定分の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして介護保険事業特別会計の老人保健施設サービス勘定の補正予算につきまして補足説明を申し上げます。

まず老人保健施設サービス勘定におきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ230万8,000円を減額し、補正後の予算額を1億6,758万2,000円とするものでございます。今回の補正予算内容につきましては、当初の施設利用の見込みから短期入所利用者と長期入所利用者の精査を行いましたところ、サービス収入で全体では増となり一般会計からの繰入金を減とするものでございます。また、歳出におきましても一般管理業務及び人件費の精査を行い、今回の補正をお願いするものでございます。

細部につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページでお願いいたします。歳入の1款サービス収入につきましては、当初見込みと比較いたしまして、長期入所者における利用者の減、短期入所者における利用者の増によりまして、これらの収入を精査しましたところ、款サービス収入に係る全体の計としましては24万7,000円の追加をお願いするものでございます。また、3款繰入金におきましては、今回の歳入歳出の補正により一般会計からの繰入金255万5,000円の減額をお願いし、収支の均衡を図らせていただくものでございます。

次に4ページでございますが、歳出に当たります1款総務費、1目一般管理費におきまして、年度末に当たり一般管理事業の精査として176万4,000円の減額をいたし、嘱託職員人件費等につきましては2万円の増額をお願いし、1目一般管理費としましては合わせて174万4,000円の減額をお願いするものでございます。

また2款介護サービス事業費における1目施設介護サービス事業費におきましても消耗品と給食業務委託料等の精査を行いましたところ、合わせて56万4,000円の減額をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 続きまして議案第４９号 平成２６年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第３号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、補正前の額１４億１，９８０万円から１億４，６４０万円を減額し、補正後の額を１２億７，３４０万円とさせていただくものでございます。

最初に４ページ、第２表繰越明許費をお願いいたします。翌年度に繰り越して使用することができる経費といたしまして総額で５，１６３万円としております。水道管理費では、上大久保及び下大久保浄水場改良工事として濁度計の設置工事で３，６００万円、施設費では大簾地内で実施しております西部浄水場管理用道路改良工事で１，５６３万円を繰り越すこととしております。詳細につきましては、繰越理由等一覧表の７ページに事業概要や繰越理由を記載しておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

次に５ページ、第３表地方債補正ですが、簡易水道事業に係ります地方債は借入限度額９，８８０万円から４，３１０万円を減額し、補正後の借入限度額を５，５７０万円とするものです。また、過疎対策事業に係ります地方債は、借入限度額８，７７０万円から３，２３０万円を減額し、補正後の借入限度額を５，５４０万円とするもので、主に和知簡易水道事業費の減額に伴います借入額の減額であります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

それでは事項別明細書の３ページ、歳入をお願いいたします。１款分担金及び負担金の水道事業分担金ですが、丹波及び瑞穂インターチェンジの加入分担金といたしまして５３３万５，０００円を増額し、２款現年度分使用料では実績を見込みまして１，６４３万５，０００円を減額するものでございます。４ページに移りまして３款国庫支出金ですが、丹波瑞穂及び和知統合水道事業の事業費が減額となることから、合わせまして２，５８２万３，０００円を減額するものです。６款繰入金では事業費の減額に伴い基金繰入金を２，９１６万６，０００円減額いたします。５ページの９款町債は、第３表地方債補正で説明しましたとおり、簡易水道事業債と過疎対策事業債を合わせまして７，５４０万円を減額するものです。

次に６ページからの歳出ですが、１款水道管理費の委託料では、町道や府道の改良工事に伴います移設計画費を予算計上しておりましたが、事業年度の見直し等によりまして業務等委託料で６００万円を減額し、企業会計への移行調査等委託料は本年度の支払いがなくなりましたので、当初予算の全額でありました１，５００万円を減額するものです。

７ページに移りまして２款施設費の上水道事業全体では２，３２８万３，０００円を減額することとし、工事請負費では鎌谷中及び小野地内で計画しておりましたポンプ工事の実施

年度を見直しまして1, 980万円を減額いたします。また、簡易水道事業全体では8, 883万6, 000円を減額いたします。主には工事費に計上しておりました西部低区配水池築造工事の実施を次年度施工とし8, 563万6, 000円を減額するものでございます。以上、まことに簡単ですが補足説明とさせていただきます。

続きまして議案第50号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、補正前の額9億5, 310万9, 000円から2, 970万3, 000円を減額し、補正後の額を9億2, 340万6, 000円とさせていただくものです。

最初に3ページ、第2表地方債補正をお願いいたします。当初、浄化槽に係ります下水道事業債を320万円と見込んでおりましたが、設置基数が4基から1基に減りましたので130万円を減額し、補正後の額を190万円とするものです。起債の方法等につきましては変更ございません。

それでは事項別明細書の3ページ、歳入をお願いいたします。1款分担金及び負担金ですが、農業集落排水事業では加入分担金を8件と見込み172万8, 000円を、特環下水道事業では6件と見込みまして10万8, 000円を増額しております。2款使用料及び手数料、農業集落排水使用料の現年度分では実績を見込みまして210万8, 000円を減額しております。4ページ、4款府支出金では浄化槽の基数が4基から1基に減少したことによりまして9万2, 000円を減額しております。続きまして5ページに移りまして、6款一般会計繰入金につきましては、各事業の減額に伴い全体で2, 653万5, 000円の減額としております。また8款の雑入では、府道改良工事の実施時期見直しによりまして389万8, 000円を減額しております。

続きまして6ページからの歳出ですが、2款1項農業集落排水費の工事請負費では、府道改良工事の実施時期が次年度以降となったため590万円を減額し、また2項公共下水道費の工事請負費では、グリーンハイツ内の管渠改善工事や中台地内でのポンプ制御盤移設工事の実施時期見直しに伴いまして780万円を減額しております。7ページ、3項浄化槽事業では工事請負費において設置基数が4基から1基に減少したことによりまして321万6, 000円を減額いたします。以上まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 続きまして議案第51号 平成26年度京丹波町育英資金給付事

業特別会計補正予算（第１号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、育英給付費の確定により補正前の額４１１万８，０００円から１２９万４，０００円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ２８２万４，０００円とするものでございます。

先に歳出から説明させていただきます。事項別明細書の４ページをお願いいたします。

歳出の主なものは２款育英費の１９節負担金補助及び交付金ですが、平成２６年度の給付対象につきましては、大学生１５人、高校生８人、合計２３人に対しまして２７６万円の給付が確定しましたので、育英給付金１２９万３，０００円を減額するものです。

続いて戻っていただきまして、前のページ、３ページをお願いいたします。歳入の主なものにつきましては、給付額の確定により３款繰入金、一般会計繰入金は給付費額２７６万円の２分の１に当たります１３８万円と、育英資金評議員会委員報酬の２万７，０００円の１４０万７，０００円、基金繰入金として給付額２７６万円の２分の１に当たります１３８万円を繰り入れすることとしまして１２９万３，０００円の減額をお願いするものです。

なお、平成２６年度におきましては、大学生１７名、専門学生１名、高校生１０名の計２８名から申請があり、育英資金評議員会で大学生１５人、高校生８人、合計２３人を選考し、教育委員会で決定されました。以上まことに簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 次に議案第５２号 平成２６年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に６４万４，０００円を追加し、補正後の額を２０２万４，０００円とすることをお願いしております。

それではページをめくっていただきまして、事項別明細書の３ページをごらんください。１款財産収入、竹野地区におきまして府道篠山京丹波線改良工事に伴います用地買収により土地売却収入として６４万円の収入を見込むものでございます。その他の収入につきましては精査を行ったものでございます。

次に最終ページの４ページ、歳出でございますが、下段の竹野地区の１款一般管理費、２５節の財政管理調整基金積立金に６４万円を積み立てるものでございます。また、その他の経費につきましては事業費の精査を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第５２号 平成２６年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）の補足説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 川畠瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川畠勇人君） 議案第５３号から議案第５６号までの桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。重立ったものにつきまして会計ごとにご説明申し上げます。

議案第５３号 平成２６年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第２号）は、補正前の額１，７３０万８，０００円に６４万円を追加し、補正後の額を１，７９４万８，０００円とするものでございます。

まず歳入の主なものでございますが、表紙を含めて４枚めくっていただき、事項別明細書３ページをごらんください。１款財産収入、１目財産貸付収入、１節土地建物貸付収入でございますが、京都縦貫自動車道丹波綾部道路工事に係る掘削土の仮置き場期間の延長による土地の貸付料として６６万５，０００円を増額するものでございます。その下、２項財産売払収入、１目不動産売払収入、２節土地売払収入では、京都縦貫自動車道ののり面隣接地の追加買収や町道小野線道路改良工事に伴う用地買収分として合わせて８９万７，０００円を追加しております。４款諸収入、１目雑入、１節雑入では、関西電力などから入る電柱敷地料として２６万円を増額するものでございます。

戻りまして２款繰入金、１目財政調整基金繰入金でございますが、さきに申し上げました歳入が見込めることなどから、当初見込んでおりました１３０万円の全額を減額しております。

次に歳出でございますが、事項別明細書４ページをごらんください。１款総務費、２目財産管理費、２２節補償補填及び賠償金におきまして、土地建物貸付収入や土地売払収入の３分の１相当額となる５１万２，０００円を貸付地の地元である２つの区に支出するものでございます。前後しますが、最上段の１目一般管理費、２５節積立金につきましては、各科目における不用額の減額、歳入における増額によりまして１１４万８，０００円を増額するものでございます。桧山財産区は以上でございます。

続きまして議案第５４号 平成２６年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第１号）は、補正前の額６６２万円に３万２，０００円を増額し、補正後の額を６６５万２，０００円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、表紙を含めて４枚めくっていただき事項別明細書３ページをごらんください。１款財産収入の２段目、１目不動産売払収入、１節土地売払収入の１４万９，０００円については、府道遠方瑞穂線の鎌谷奥地内で発生した岩盤崩落において京都府が実施する治山及び府道改修工事による土地買収分でございます。また、立木売払収入

48万4,000円でございますが、これは森林組合でお世話になっております森林経営事業における間伐材の売り払いによるものでございます。2款繰入金、1目基金繰入金につきましては、先ほどの財産収入の増などにより74万1,000円の全額を減額としております。3款繰越金、1目繰越金では、前年度繰越金を13万円増額するものでございます。

歳出でございますが、事項別明細書4ページをごらんください。1款総務費、2目総務管理費、22節補償補填及び賠償金において歳入で増額のあった財産収入につきまして、土地の売払収入分の80%相当額を地元へお支払いするもので12万円を計上しております。以上が梅田財産区でございます。

続きまして議案第55号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）は、補正前の額393万円から50万円を減額し、補正後の額を343万円とするものでございます。

先に歳出でございますが、表紙を含めて5枚めくっていただき、最終ページの事項別明細書4ページをごらんください。1款総務費、3目諸費、13節委託料で50万円を減額しております。これは水呑地内の分収林事業委託料でございますが、当初、風倒木除伐を予定しておりましたが、平成27年度に実施する間伐作業場所とも近いことから、あわせて実施することになったことによるものでございます。

1ページ戻りまして歳入の主なものでございますが、事項別明細書3ページをごらんください。まず3款繰越金、1節前年度繰越金でございますが、8万4,000円を減額しております。次に第4款諸収入、1目分収林受託収入においては、歳出で減額の分収林事業委託料の減に伴うもので同額の50万円を減額させていただいております。その下の1目雑入の立木補償費でございますが、関西電力送電線丹後幹線下の立木伐採に係る補償費が発生することにより28万2,000円を増額させていただくものでございます。戻りまして同じページの2款繰入金、1目基金繰入金でございますが、総額を調整するため財政調整基金からの繰り入れを17万1,000円減額するものでございます。以上が三ノ宮財産区でございます。

続きまして議案第56号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）は、補正前の額340万円に24万6,000円を追加し、補正後の額を364万6,000円とするものでございます。

歳入でございますが、表紙を含め4枚めくっていただき事項別明細書3ページをごらんください。1款財産収入、1目財産貸付収入、2節マツタケ採取権収入は実績により2万9,000円の減額でございます。その下の2款繰越金につきましては、前年度繰越金を27万

5, 000円増額しております。

歳出につきましては4ページになります。1款総務費、1目一般管理費、1節報酬、財産区管理員報酬につきましては、開催回数の減により24万7,000円を減額とさせていただきます。25節積立金で管理運営基金として歳入の増額と歳出の減額により49万3,000円を増額するものでございます。以上が質美財産区でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第53号から議案第56号までの桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして議案第57号 国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

病院事業の補正予算につきましては、さきに提案説明がありましたように、収益的収入におきましては既決の予定額から50万円を減額し、収入における補正後の予算総額を9億5,650万円とするものでございます。そして次のページの資本的収入におきましては、既決の予定額から172万8,000円を減額し、補正後の予算総額を1億2,125万3,000円とし、資本的支出におきましては1,528万4,000円を減額し、支出における補正後の予算総額を1億4,431万6,000円とするものでございます。

また、当初予算第6条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち職員給与費につきましては、病院及び各診療所の合計864万円を減額し、補正後の総額を6億1,831万円にお願いするものでございます。

それでは補正予算説明書によりご説明申し上げます。めくっていただきまして1ページの収益的収入でございますが、京丹波町病院事業収益の医業外収益におきまして、府補助金で在宅療養あんしん病院等支援事業補助金で6万円の減額とさせていただくものでございます。また、長寿社会づくりソフト事業交付金につきましても1万6,000円の減額をさせていただくものでございます。

次に和知診療所ではへき地直営診療所運営費に係る国保特別調整交付金の精査を行っております。また、和知歯科診療所でも歯科診療所におけるへき地診療所運営費の国保特別調整交付金に116万5,000円を減額いたし、外来収益では66万5,000円の増額を行うものでございます。

ページめくっていただきまして、3ページからの収益的支出におきましては、京丹波町病院事業費用の医業費用の主なものといしましては、給与費の精査と材料費の増加をお願い

し、経費におきましては光熱水費、修繕費らの増加らで経費全体としましては３３０万４，０００円の増額をお願いするものでございます。５ページの和知診療所の医業費用では給与費関係の精査をお願いし、経費におきましては修繕費らの増加らで２１６万円の追加をお願いするものでございます。和知歯科診療所の医業費用では給与費の精査をお願いいたし、経費におきましては、手数料らの追加で１５万円の増額をお願いするものでございます。

次に７ページの資本的収支でございますが、先に中ほどの資本的支出におきまして京丹波町病院事業資本的支出からですが、建設改良費の機器備品購入費におきまして、心電系機器やオペ室洗浄器らの機器類・備品におきまして医療機器類の購入に係る入札残等により精査を行い１，４２１万３，０００円の減額をお願いするものでございます。

また、和知歯科診療所におきましては、レントゲン機器や滅菌器らの医療機器類の購入に係る入札残等の精査によりまして３８万４，０００円の減額を行うものでございます。

同じページの上段の資本的収入に戻らせていただきまして、京丹波町病院におきましては国保調整交付金の医療機器整備分におきまして１３９万８，０００円の減額を行い、和知歯科診療所におきましては、機器類の導入に係る国保調整交付金の精査に３３万円の減額をお願いするものでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は第２号補正予算までにおいては、過年度分損益勘定留保資金での補填予定としましては３，６６１万９，０００円でしたが、今回の減額によりまして２，３０６万３，０００円の補填をすることとするものでございます。以上、簡単ではございますが病院事業会計の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は２５日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さんでございました。

散会 午後 ４時２０分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 岩田恵一